

事業計畫書

(神奈川県ライトセンター)

| | |
|----------------|----------------------------|
| 団体等の名称 | 日本赤十字社 |
| 代表者の氏名 | 社長 近衛 忠輝 |
| 申請者の主たる事務所の所在地 | 〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3 |
| 電話番号 | 03-3438-1311 |
| FAX番号 | 03-3435-8509 |
| メールアドレス | mail@kanagawalc.org |
| 担当者名 | 工藤 孝志 |

【記載要領】

- 各項目ごとに、※の内容を踏まえ、指定管理者としての特色ある取組(セールスポイント)がわかるように記載してください。
- 「神奈川県ライトセンターの維持管理及び運営等に関する業務の基準」等を熟読し、本県が求める業務基準の内容について充分把握のうえ、ご記載ください。
- 記載欄が不足する場合は、適宜欄を追加するか、別紙で添付するなどしてください。
- 別紙で添付する場合は、その旨を記載してください。
(記載例：別紙1のとおり)

目 次

| | |
|--|----|
| I サービスの向上について | 1 |
| 1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等 | 1 |
| (1)管理運営方針 | 1 |
| 1. 神奈川県ライトセンター運営にあたっての基本的な考え方 | 1 |
| 2. 視覚障害者福祉に関する理念 | 3 |
| 3. 視覚障害者福祉を支えるボランティアとの協働 | 3 |
| (2)委託の考え方 | 4 |
| 1. 業務委託の考え方 | 4 |
| 2 施設の維持管理について | 6 |
| 1. 保守管理業務について | 6 |
| 2. 清掃業務について | 8 |
| 3. 保安警備業務について | 8 |
| 3 利用促進のための取組、利用者への対応について | 9 |
| (1)利用促進のための取組 | 9 |
| 1. 利便性向上および魅力アップに向けた取組 | 9 |
| 2. 広報・PR活動の取組 | 11 |
| (2)苦情・要望等への対応 | 13 |
| 1. 利用者からの意見・要望および苦情の反映 | 13 |
| 2. 苦情に対する取組 | 15 |
| (3)利用者サービスの取組 | 16 |
| ア 情報提供及び普及啓発等の取組状況 | 16 |
| 1. 点字刊行物等を視覚障害者の利用に供する業務(点字図書館の運営) | 16 |
| 2. 視覚障害者への情報提供の取組 | 20 |
| 3. 地域における普及啓発活動による視覚障害への理解促進 | 22 |
| イ 相談、指導・訓練事業及び地域活動支援の取組体制 | 24 |
| 1. 視覚障害者の地域生活の向上に向けた取組 | 24 |
| 2. 視覚障害児および保護者への支援 | 26 |
| 3. 地域活動支援の取組体制 | 28 |

| | |
|---|----|
| ウ ボランティアの養成や活用等に対する取組状況 | 30 |
| 1. ボランティアとの協働 | 30 |
| 2. ボランティア人材拡大に向けた取組 | 31 |
| 3. ボランティアの養成について | 32 |
| 4. 地域ボランティア活動への支援 | 34 |
| 5. 神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団と一体となった事業展開 | 36 |
| エ スポーツ活動の振興に対する取組状況 | 37 |
| 1. 視覚障害者スポーツの拠点施設としての機能の発揮 | 37 |
| 2. 地域でのスポーツ活動への支援 | 40 |
| 3. 視覚障害者団体等の活動への支援 | 40 |
| 4. 2020東京パラリンピック開催にあわせた事業開催 | 41 |
| オ 施設管理及び視覚障害者福祉に関する新たな発想に基づく事業提案の状況 | 42 |
| 1. 大規模災害時の視覚障害者支援 | 42 |
| 2. 利用者交流ひろばの開催 | 42 |
| 3. 音声解説付きDVD映画体験会「ライトシネマ」の開催 | 43 |
| (4)自主事業の実施 | 44 |
| 1. 利用者の対象範囲拡大 | 44 |
| 4 事故防止等安全管理について | 45 |
| (1)日常の安全管理 | 45 |
| 1. 利用者の怪我等の事故防止策 | 45 |
| 2. 防犯・防災に向けた取組 | 46 |
| 3. 安全対策を補完するための保険の加入 | 46 |
| (2)緊急時の対応 | 47 |
| 1. 事故発生時の対応 | 47 |
| 2. 災害発生時の対応 | 48 |
| 5 地域と連携した魅力ある施設づくり | 50 |
| (1)周辺地域や関係団体等との連携、交流 | 50 |
| 1. 周辺地域との連携、交流 | 50 |
| 2. 関係団体との連携、交流 | 51 |

| | |
|----------------------------------|----|
| II 管理経費の節減等について | 52 |
| 1 適切な積算 2 節減努力等 | 52 |
| 1. 経費節減の取組 | 52 |
| 2. 効率的・効果的な管理運営を行うための取組 | 54 |
| III 団体の業務遂行能力について | 55 |
| 1 人的な能力、執行体制について | 55 |
| 1. 質の高さと効率性を両立させる人員配置 | 55 |
| 2. 職員の資質を向上させる人材育成 | 57 |
| 3. 障害者福祉サービス従事者にふさわしい人材の採用 | 59 |
| 2 コンプライアンス、個人情報保護、社会貢献 | 60 |
| (1)コンプライアンス等 | 60 |
| 1. 当社のミッションステートメント | 60 |
| 2. コンプライアンスの徹底に向けた取組 | 61 |
| 3. 個人情報保護および情報セキュリティへの取組 | 62 |
| 4. 環境への配慮 | 64 |
| (2)障害者雇用の促進 | 65 |
| 1. 障害者雇用および協働のしくみづくり | 65 |
| 3 これまでの実績 | 66 |

I サービスの向上について

1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

(1)管理運営方針

施設の設置目的および役割である『無料で点字刊行物等を視覚障害者の利用に供し、および視覚障害者に対して各種の指導、訓練、スポーツ活動の振興等を行い、並びに視覚障害者に対する社会奉仕活動を行おうとする者に対してその活動のための便宜を供与し、もって視覚障害者の生活の充実および文化の向上並びに視覚障害者に対する社会奉仕活動の振興を図る』を踏まえ、日本赤十字社(以下、当社という。)は、以下に述べる理念・方針で、神奈川県ライトセンター(以下、ライトセンターという。)の運営にあたります。

1. 神奈川県ライトセンター運営にあたっての基本的な考え方

当社は、赤十字の基本理念である『人道』に基づき視覚障害者の『尊厳を守る』ため全力を尽くします。そして、「視覚障害者の生活を豊かにする」というコンセプトのもと、次の7つの運営方針に沿って運営にあたります。

① 視覚障害者の声に対し常に耳を傾け信頼され喜ばれる施設を目指します

視覚に障害がある職員をはじめ、意見箱やアンケート調査等を通じて、視覚障害者の声に常に耳を傾けます。さらに、ライトセンターを利用する団体と連携した意見交換およびモニタリング会議から得られた意見も併せて、施設の管理運営の改善に活かし、公の施設の管理者として一部の利用者に偏ることなく、公平・平等の姿勢で信頼と満足度の向上に取り組みます。

② 視覚障害者のニーズに対し、有用でタイムリーな情報提供を行います

図書については、情報量だけではなく質についても高いサービスを維持すると共に、時代が求める新たな方式による情報をタイムリーに提供するため、スピードアップを図ります。また、内容を従来の出版物の点字化や音声化に加えて、あらゆる視覚情報を利用者の認識できる手段へと変換し提供できるよう取り組みます。さらに、就労にかかる情報提供の一層の充実強化を図り、視覚障害者の豊かな社会生活の支援に取り組みます。

③ 視覚障害についての理解を広める取り組みをします

視覚障害者の気軽な外出や社会参加の機会を増やす環境作りのために、学校や公共機関、サービス業などを対象とした福祉教室や、移動ライトセンター等による啓発・PR活動を通じて、広く県民に視覚障害に対する理解を促進します。また、県内医療機関にもアウトリーチ活動を展開し、新たな来所につながる機会の創出に取り組みます。

④視覚障害者の多様なニーズにこたえる相談・訓練を行います

多様化するニーズに対応できるよう常に情報を収集すると共に、職員の機能的な配置等により、相談・訓練体制を強化し、ライトセンターの機能を有効活用していただけるよう情報提供を行い、長期にわたる利用に結び付けます。また、当事者によるピアカウンセリングを行い、きめ細かなサポートによって自立生活を実現する手助けを行います。

⑤視覚障害者の地域生活を支援します

来所できない方や地域で支援を受けたい方のために、積極的なアウトリーチ活動を推進します。また、地域の視覚障害関連施設、ボランティア団体および赤十字関係機関との連携を密にして支援体制の充実を図り、地域の視覚障害者の生活を支援します。

⑥視覚障害者を支援する新しい形態のボランティアを育成し協働します

視覚障害者の、時代と共に変化する様々なニーズにあわせた質の高いボランティアの活動の維持と一層のスキルアップを図ります。また、気軽に参加できる新たなボランティアの形態を創設し、支援者の裾野を広げると共に、視覚障害者への理解を深める機会を増やします。さらに、より良いボランティア活動を展開してもらうために、利用者ニーズ等の情報の提供体制を構築し、ボランティアネットワークの強化を図ります。

⑦視覚障害者が安全に継続してスポーツを楽しめるように支援します

視覚障害者スポーツとして定着している種目をさらに活性化させ、常に新しいスポーツの開拓・普及・振興に努めると共に、2020年開催予定の東京パラリンピックを好機と捉え、視覚障害者スポーツの振興に積極的に取り組みます。また、施設の維持管理を徹底し、全ての職員が救急法等の知識技術を身に付け、事故防止並びに事故発生時の迅速な対応等安全管理に万全を期します。

2. 視覚障害者福祉に関する理念

当社は、視覚障害者福祉の基本方針を「赤十字の基本理念である『人道』に基づき視覚障害者の『尊厳を守る』ため全力を尽くします。」と定めています。

これは戦後、身体障害者福祉法の成立と共にさまざまな障害者福祉に取り組んできた経験から導かれたもので、特に昭和23年に結成された赤十字奉仕団は、「ヘレンケラー」の呼びかけに応え全国で点訳活動を展開し、昭和30年代から40年代に建設された各地の点字図書館で、図書製作の推進力となりました。神奈川県内では日赤神奈川県支部が県内の3盲学校に点字図書の寄贈を始めました。

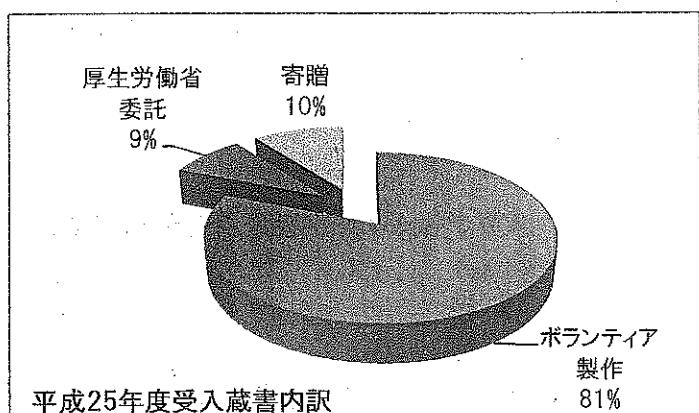
一方、神奈川県として、平成16年の「かながわ障害者計画」策定以降、新たな法制度やこれまでの取り組み状況等を踏まえる中で計画を改定(平成26年)し、障害者の自立と社会参加の支援等に向けた施策の一層の推進を図り、「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指すことになりました。

当社は、県の障害者福祉施策に沿って、赤十字の理念のもと、「障害のある一人ひとりの人権を尊重し、取り巻いている環境を変えることによって、生活状況を障害のない人の生活と可能な限り同じにして、共に生きる社会を実現する」というノーマライゼーションの考え方に基づき、ライトセンターの運営を通じて、視覚障害者が日常生活を「安心」して営むために必要となる「支援」を行います。

また、障害者差別解消法に基づく「不当な差別取扱い」並びに「合理的配慮の不提供」をなくすための取り組みを行い、視覚障害者の福祉向上に努めます。

3. 視覚障害者福祉を支えるボランティアとの協働

視覚障害者に対する情報提供の要である点訳や音訳は、そのほとんどをボランティアが担うことで支えられています。現にライトセンターが平成25年度に新たに所蔵した蔵書(点字、テープ、ディジー)は、ボランティア製作図書が793タイトルで81%を占め、厚生労働省委託図書84タイトル9%、寄贈図書101タイトル10%と、ボランティア製作が大きなボリュームを占めています。



これは視覚障害者への情報提供が、施設設備だけで確保できるものではなく、献身的なボランティアの力で支えられていることを示しています。

当社は、赤十字の理念を共有した「神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団」と共に「視覚障害者の福祉向上」のための事業を50年以上にわたり行ってきたことで、ライトセンターにおける情報提供にあたっては、質・量共に高い水準を確保しながら、外出援助、パソコンサポート、在宅者援助など様々な利用者のニーズへのきめ細かい対応を実現し、視覚障害者の生活の質(QOL)の向上に取り組んでいます。

I サービスの向上について

1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等 (2)委託の考え方

1. 業務委託の考え方

(1)業務内容

施設の設置目的である「視覚障害者の生活の充実および文化の向上並びに視覚障害者に対する社会奉仕活動の振興を図る」という業務に直接かかわることではなく、なおかつ専門の事業者に委託する方が業務のレベルとコストの両面から望ましいと思われる「施設、設備等の保守管理業務」は、外部に委託します。(※様式4「委託予定業務一覧表」参照)

(2)選出の考え方

委託先は、下記の理由を考慮し、当社の会計規則に従い選出します。

①安全・安心を優先させ、自社の責任による事故を起こしたことがないこと

②視覚障害者だけではなく、多くの障害者の利用施設として、安全に十分対応できる体制が取れること

③県内事業者もしくは障害者雇用企業であること

④現場の状況について当社と適宜コミュニケーションをとりながら業務推進ができるこ

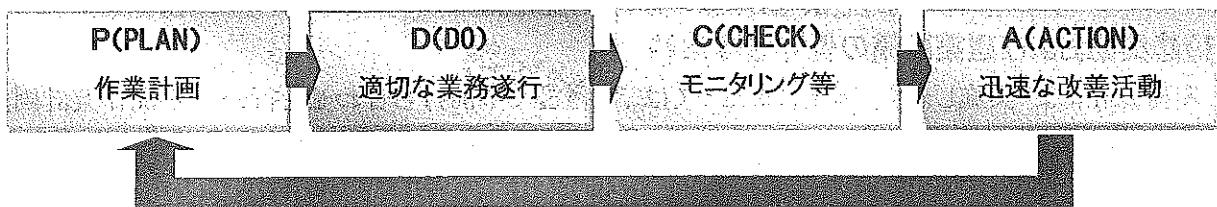
※ただし、委託業務の実施結果が好ましくないと判断したときは、より適切な事業者を品質とコストのバランスを考慮して、選定することとします。

(3)委託業務の管理・指導体制

①PDCAサイクルに沿った継続的な業務改善マネジメントの実施

委託する業務に関しては、全てを事業者任せにするのではなく、「PLAN(計画)-DO(実行)-CHECK(結果検討)-ACTION(改善)」のマネジメントサイクルに基づいて、効率的で安定した業務水準が維持できるよう、当社が責任を持って継続的に業務管理並びに指導を行います。

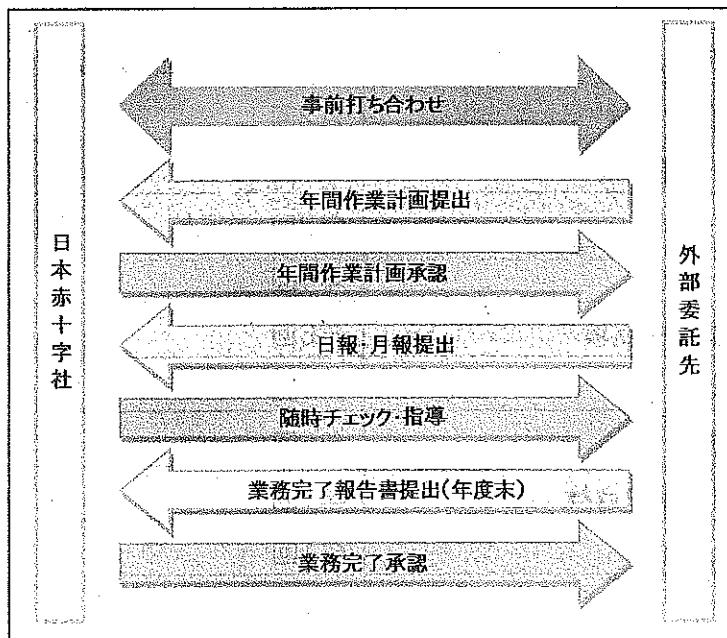
【PDCAサイクル】



具体的には、外部委託先との契約時に、県の仕様書に基づき当社が作成した仕様書にて「事前打ち合わせ」を行い、「年間作業計画の提出」を義務付けます。

その上で、各業務マニュアルに基づいて作業を実施し、「日報」および「月報」で日常業務の報告並びにスタッフ間の情報共有を行います。そして、「随時チェック・継続的な指導」を実施し、安心、安全で業務実施体制を構築します。

さらに、年度末には「業務完了報告書」を提出させ、1年間の業務総括並びに改善についての検討、各種業務マニュアルの見直しを行って、より良い維持管理の実現に努めます。



2 施設の維持管理

(1)保守管理業務、清掃業務、保安警備業務等

I サービスの向上について

2 施設の維持管理について

(保守管理業務、清掃業務、保安警備業務等についての実施方針)

当社では、関係法令を遵守することはもちろん、「県民の貴重な施設、財産・物品を預かっている」との意識を持ち、「安全・安心の確保」はもとより「快適な利用環境」を提供するために、施設の適正な維持管理を行います。

1. 保守管理業務について

(1)建築物および建築設備の保守管理業務

業務委託により実施します。実施にあたっては、仕様書で事前打ち合わせを行い、「年間作業計画」を立て、作業開始前に「作業工程表の提出」や「着工届の提出」を義務付けるほか、作業完了時には「完了報告書の提出」を求め、業務内容のチェックを行います。

また、利用者の安全安心に結び付くものについては職員が「自主点検」を実施します。

| 業務項目 | 実施内容 |
|-------------|---------------------------|
| 建築物の保守管理 | 適宜外壁、内壁等の状態を監視し、適正な状態に維持 |
| 簡易専用水道検査 | 年1回 |
| 飲料水水質検査 | 年1回 |
| 消防設備点検 | 年2回 |
| プール濾過器点検 | 年3回 |
| プールバブル装置点検 | 年3回 |
| 電気工作物保守点検 | 通常点検月1回、総合点検年1回 |
| エレベーター保守点検 | 月2回 |
| 受水槽・高架水槽点検 | 年1回 |
| 空調設備保守点検 | 年2回(送風機、ポンプ類は年1回) |
| 自動ドア保守点検 | 年4回 |
| 電話交換設備保守点検 | 年6回 |
| プール水質検査 | 月1回 |
| 空気環境測定 | 年6回 |
| 舞台吊り物装置保守点検 | 年1回 |
| ボイラー保守点検 | 年1回 |
| 汚水槽点検 | 年2回 |
| 設備巡回点検 | 月2回 専門の業者が、巡回による設備点検を実施する |
| 敷地内樹木剪定 | 年2回程度 |

保守
管理

| | | |
|------------------|--------------------|--------------------|
| 自 主 点 検 | 火災報知設備自主点検(職員) | 毎日 |
| | 非常放送設備自主点検(職員) | 毎日 |
| | 照明制御装置自主点検(職員) | 毎日 |
| | トレーニングマシン自主点検(職員) | 始業時・終業時 |
| | プール水質安全自主点検(職員) | 4回／日 |
| | ジョギングコース安全自主点検(職員) | 始業時・終業時および利用開始時 |
| | 体育館棟全設備安全自主点検(職員) | 月1回 |
| | 臨時点検 | ※地震・台風など発生後に実施 |
| | 特別点検 | ※類似施設・設備での事故発生時に実施 |

※ 県の仕様に定めがないが自主的に実施する項目

<予防保全に基づく維持管理コストの適正化>

予防保全の考えに立ち、設備点検リストの作成、点検・運転データの分析等を基にした機能の維持、修繕費・管理コストの適正化を図ります。

<施設・設備の保全・長寿命化>

施設の経年劣化に対応し、安全・安心にかかる修繕、電気・機械設備の保守点検などを確実に行って、事故やトラブルを未然に防ぐと共に長寿命化を図ります。

施設の破損等を発見したときは、軽微なもの、また即時対応が必要な小規模な修繕については速やかに行います。修繕履歴は、記録をとり、活用して施設・設備の安全確保や長寿命化を図ります。

また、大規模な修繕を必要とする事案が発生した場合は、県と協議のうえ対応します。

(2)備品の保守管理業務

事務備品は、備品管理簿で管理を行うほか、施設の運営に支障をきたさないよう事務備品の維持管理を行います。万一、破損、不具合等が発生した場合は県に報告します。

消耗品についても、購入台帳や出納票で在庫管理を行い、必要数を確実にそろえると共に、ムダを防ぐ工夫をします。

県が指定する重要物品については、施設の運営に支障をきたさないよう保守点検を行い、適正に管理します。万一、破損、不具合等が発生した場合は、速やかに県に報告します。

なお、当社は、より効果的に業務を遂行するために、高速点字ラインプリンタや、点字用紙カッター、点訳用パソコンなど備品67点を、当社の資金で購入し活用しています。

※別紙1:「平成26年度ライトセンター固定資産台帳(日本赤十字社備品一覧)」参照

2. 清掃業務について

清掃作業は、施設利用者の利用の妨げにならないよう実施し、日常清掃や定期清掃等に加えて、特別清掃も実施することで清潔かつ快適な環境となるよう取り組みます。

| | | |
|--------|-----------------|---------------------------------------|
| 清 掃 | 日常清掃 | フロア、トイレ、ガラス等 每日 |
| | 定期清掃 | フロアワックスかけ、カーペットクリーニング、空調等清掃、トイレ清掃 年2回 |
| | 受水槽・高架水槽清掃 | 年1回 |
| | 污水槽清掃 | 年2回 |
| | 建物内害虫駆除・防除点検・防除 | 点検 年6回、防除 年2回 |
| | 特別清掃 | ※必要に応じて実施 |

※ 県の仕様に定めがないが自主的に実施する項目

3. 保安警備業務について

ライトセンターは、視覚障害者をはじめとした視覚による認識に障害のある方が利用される施設です。そのため、日常の事故防止策はもちろんのこと、地震・火災等の一次災害・不特定多数の利用者の混乱による二次災害誘発の危険への体制づくりも重要となります。

当社は、これらの施設特性を踏まえた「ライトセンター安全マニュアル」(別添1)をはじめ「ライトセンター防災計画」(別添2)、「ライトセンター災害対応マニュアル」(別添3)およびスポーツ施設管理マニュアルをはじめとした各種マニュアルを整備し、緊急体制の確立に全力を注いでいます。

その際、緊急対応にかかる設備や備品等の各種ツールを実際に使ってみる等、経験の積み重ねを重視した訓練を実施し、万一の事態に実効性ある対応をします。

施設特性を踏まえた各種マニュアル

- ライトセンター安全マニュアル(別添1)
- ライトセンター防災計画(別添2)
- ライトセンター災害対応マニュアル(別添3)
- スポーツ施設管理マニュアル等(別添4, 5, 6)

また、ライトセンターはどなたでも自由に入りできる施設であることから、犯罪発生を警戒・防止することが不可欠となります。そのため、入退出者を着実に管理し、利用者に安心して本施設をご利用いただける環境を提供します。

休館日や夜間は機械警備を導入し、24時間365日の警備体制を徹底します。

I サービスの向上について

3 利用促進のための取組、利用者への対応について

(1)利用促進のための取組

ライトセンターをより一層多くの皆様にご利用いただける施設とするために、利用者の皆様の目線に立った取り組みをさらに充実します。同時に施設認知度を向上させる取り組みを行い、利用促進を図ります。

1. 利便性向上および魅力アップに向けた取組

- (1)当事者団体と連携し、視覚障害者の生活用具等の販売を実施します。
- (2)利用者の利便性向上のため夜間業務の充実を図ります。
- (3)トレーニング室利用者に健康増進プログラムの提供を行います。

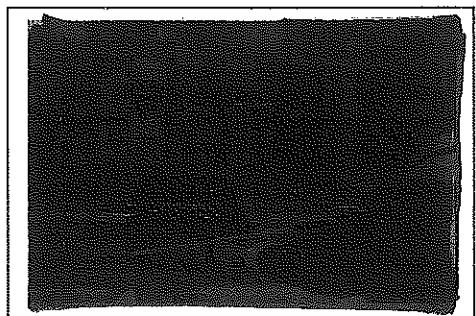
2. 広報・PR活動の取組

- (1)多様な媒体を活用した情報発信・広報活動を行います。
- (2)施設公開など、はじめての来所を促すイベントを実施します。
- (3)県民等に対して認知度の向上を図ると共に、眼科医をはじめとする医療機関に対してPR活動を実施します。
- (4)当事者団体と連携した利用促進活動

1. 利便性向上および魅力アップに向けた取組

(1)当事者団体と連携した用具等の販売の実施【新規】

視覚障害者の生活の質(QOL)の維持・向上にとって不可欠な生活用具や便利グッズは、技術の進歩と共に多様化しています。これらの品々を、利用者の皆様が自由に手にとって試していただいたり、丁寧な説明を聞いて納得してからご購入いただく機会を新たに創出します。その際、利用者の思いを深く理解する経験豊かな当事者団体と連携を図り、共に物販業務を推進し、利便性向上に向けて取り組みます。



①日常生活用具、補装具等の販売

②用具カタログの作成（点字版・墨字版・インターネット）

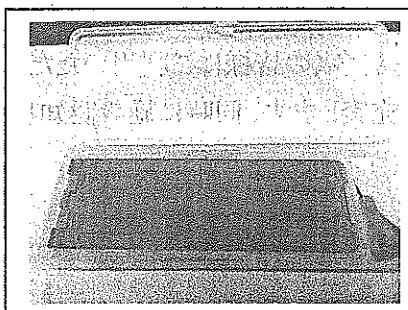
3 利用促進のための取組、利用者への対応について

(1) 利用促進のための取組

日常生活用具・補装具等(例)



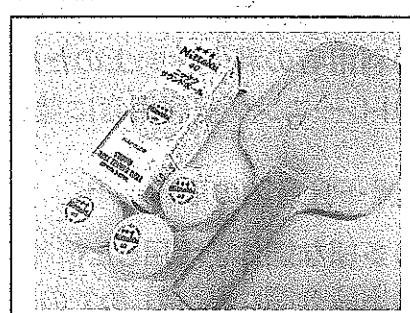
【各種補装具】



【点字器】



【点字用紙等】



【サウンドテーブルテニス用具】

(2) 利用者の利便性向上のため夜間業務の充実

① スポーツ利用時間、講習室の利用時間延長

施設の利用実績から夜間の利用が非常に少ない一方、プールを午前中から利用したいという利用者の声を踏まえ、夜間利用について県と協議を重ね、施設の利用時間を11時から18時30分までとする試行や10時から17時までとする試行などを行ってきました。

さらに、利用者から声を聴く利用者ニーズ調査やスポーツ施設の利用時間に関するアンケートを実施し、その結果も参考に、再度、県とも協議を行い、手続きを経てプールの利用時間を10時から17時までとし、閉館時間を17時30分としています。

今回、仕事に就いている視覚障害者へのサービス向上と効率的運営も考慮し、平日週2回、体育館、トレーニングルーム、講習室の利用時間の20時30分までの延長を提案します。

利用時間延長
(体育館 トレーニングルーム・講習室)

20時30分まで延長

② 相談・訓練事業の対応時間の延長

下記の通り、相談・訓練事業について、対応時間を延長し多くの利用者のニーズにきめ細かく応える体制をつくります。

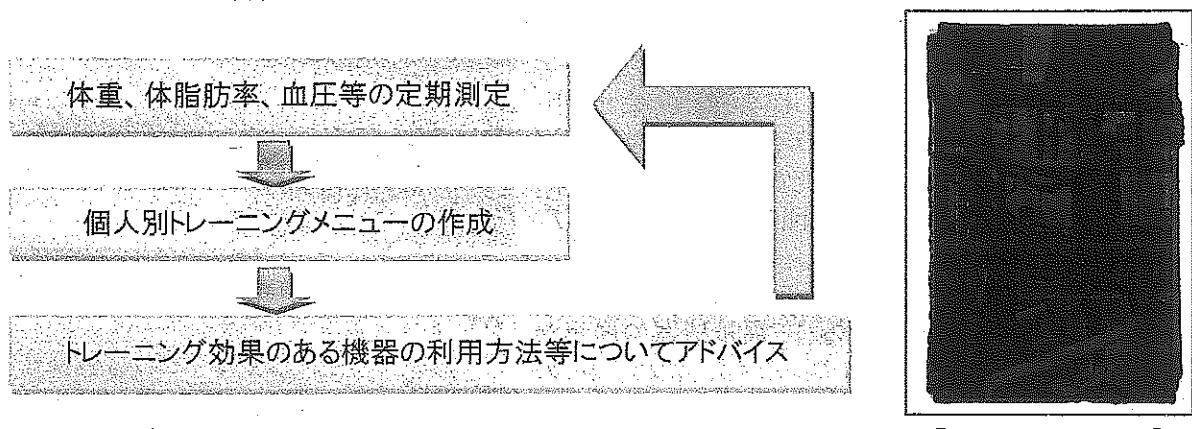
相 談 事 業
訓 練 事 業

20時30分まで延長

なお、利用実績や利用状況を把握し、サービス向上と効率的運営の観点から、引き続き毎年県と協議を行い弾力的な運営を行います。

(3)トレーニング室利用者に健康増進プログラムの提供

トレーニング室利用者に対して、希望者には個別カルテを作成し、定期的な健康測定や個人別トレーニングメニューの作成などを実施し、利用者の健康管理や体力増進に役立てるようになります。
この知識・技能の習得のために、職員を研修や勉強会等へ参加させます。



2. 広報・PR活動の取組

(1) 多様な媒体を活用した情報発信・広報活動への取組

ライトセンターの認知度向上を図るため、下記の通り、多様な媒体を活用した情報発信・広報活動に取り組みます。

①機関紙「ライトセンターだより」の発行・配布(毎月発行)

点字版、録音版(デイジー版)、拡大文字版、墨字版を用意します。
 ※デイジー:Digital Accessible Information Systemの略で、CDを使用したデジタル録音図書
 ※拡大文字版:弱視者へ配慮し文字を大きくしたもの



【ライトセンターだより】

②利用案内パンフレットの作成と配布

利用のしおり(全体版、図書館版、スポーツ版、相談支援版)の点字版、録音版(デイジー版)、拡大文字版、墨字版の製作・配布します。

③告知・啓発用チラシの作成と配布

民生委員を始め、社会福祉協議会、福祉関係機関、眼科病院など視覚障害者とかかわりを持つ関係機関に啓発用チラシ(ライトセンターの告知、福祉教室の告知、ボランティア養成講座の告知用チラシ)を配布します。

④日本赤十字社広報物(日赤かながわ、赤十字新聞、赤十字の動き)への掲載

当社の広報媒体も積極活用し、グループとして施設認知度向上に努めます。

⑤メールマガジン等で視覚障害者およびボランティアへの情報の即時提供

インターネット等の通信環境の発展にともない、以前にも増してタイムリーな情報提供が求められています。当社としてもそうした新たなニーズに応えます。

⑥ホームページによるPR

今や、視覚障害者をはじめとする視覚による認識に障害がある方々の多くが、日常的にインターネット環境に接する時代となりました。当社はこうした利用者の目線に立ち、利用しやすいホームページを作成、配信しさらなるPRにつなげてまいります。

3 利用促進のための取組、利用者への対応について

(1) 利用促進のための取組

(2) 施設公開など、新たな来所を促すイベントの実施

未だライトセンターを利用したことのない視覚障害者や、日頃ライトセンターを利用することのない方々に、ライトセンターで提供しているサービスをご理解いただくと共に、視覚障害への理解を深める啓発活動も兼ねて、下記のようなさまざまなイベントを実施します。

① ライトセンターフェスティバルの開催

視覚障害者と晴眼者の交流の機会として、また、視覚障害理解を深めると同時に、ライトセンター事業をさまざまな体験を通して理解をいただくイベントを、神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団や他のボランティアグループと連携して実施します。

点字のしおり作成や、視覚障害者の誘導体験、見えにくさの体験(ロビジョン体験)、福祉機器の展示など、視覚障害に関する理解を深めてもらうため、多くのコーナーを開設します。あわせて地域の小学校と連携した和太鼓演奏会など、視覚障害者と晴眼者が気軽に来所を楽しめる多彩な催しも企画します。

② ライトセンター音楽祭の実施

【ライトセンターフェスティバル】

音楽系クラブを中心に利用者を中心としたライトセンター音楽祭を開催します(年1回)。

ピアノの弾き語りや、オカリナ、ハーモニカ、ウクレレ、チェロなどの演奏、大正琴、カラオケ、コーラス、合唱など日ごろの練習の成果を披露すると共に、視覚障害者と晴眼者の交流を生む機会を創出し、効果的な広報・PRにつなげます。

【ライトセンター音楽祭】

(3) 眼科医等医療機関に対するPR活動の実施

一般県民や行政へのPR活動と共に、眼科医へ積極的にアプローチして、ライトセンターへ関心を高める機会を提供します。

眼科医から患者やその家族等にライトセンターのPRをお願いし、新たな来所や相談の機会につなげていきます。

(4) 当事者団体と連携した利用促進活動

県内の当事者団体(5団体)を通じて、ライトセンターに利用登録をされていない方に、登録を呼びかけると共に、各種イベントや教室などのPRを当事者団体のメール配信に流してもらうなど、当事者団体と連携し、認知度の向上と共に、利用促進を図ります。

当事者団体(5団体)

NPO法人 神奈川県視覚障害者福祉協会

NPO法人 横浜市視覚障害者福祉協会

NPO法人 川崎市視覚障害者福祉協会

相模原市視覚障害者協会

神奈川県視覚障害者の生活と権利を守る会

I サービスの向上について

3 利用促進のための取組、利用者への対応について (2)苦情・要望等への対応

利用者からの苦情・要望を把握し、改善活動につなげることは、よりよい施設運営のために重要なことであると認識しています。当社では、以下のような体制で、苦情・要望等への対応を行います。

1. 利用者からの意見・要望および苦情の反映

- (1)さまざまな手段により利用者からの意見・要望および苦情を把握します。
- (2)第三者による苦情受付機関を設置します。

2. 苦情に対する取組

- (1)過去の苦情対応をもとにした「意見要望苦情対応マニュアル」(別添7)を活用します。
- (2)苦情対応フローを構築します。
- (3)日常業務での気付き(ヒヤリ・ハット)を記録・共有します。
- (4)苦情解決連絡会およびサービス改善・向上委員会を開催します。
- (5)各代表者による意見交換およびモニタリング会議を実施します。

1. 利用者からの意見・要望および苦情の反映

(1)さまざまな手段による利用者からの意見・要望および苦情の把握

サービス向上のため、以下のさまざまな手段により利用者からの意見・要望を受け付けると共に、指定管理の定めに則った利用者満足度調査を行い、利用者が意見・要望・苦情を出しやすい雰囲気づくりに努めます。

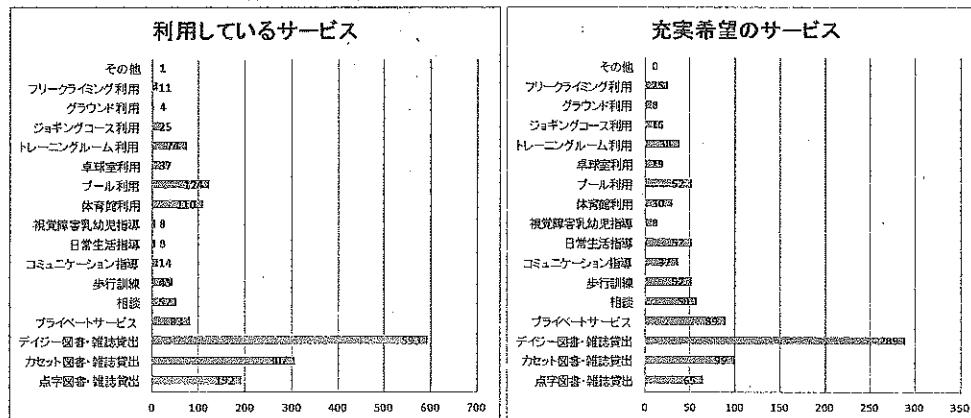
①利用者満足度調査の実施

毎年2月に、利用者に対し、聞き取りおよび調査票(点字・墨字)による利用者満足度調査を行い、利用者の率直な意見・要望を聞き、今後の改善に役立てる体制を構築しています。

加えて平成24年には、利用者が、ライトセンターのどのようなサービスを利用し、またどのようなサービスの充実を希望しているかなどを聞く、利用者ニーズ調査も行いました。

調査は、図書館登録者の2,552名に対し、墨字版、デイジー版、カセット版、点字版による調査票を用いて、郵送により行いました。

【利用者ニーズ調査結果(一部)】

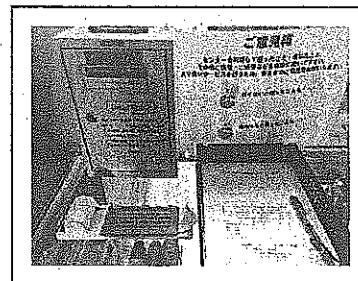


利用しているサービスと同様に、デイジー図書・雑誌について、充実を求める声が突出していることから、平成25年度はデイジー図書を、5312巻から6013巻に増やしました。

3 利用促進のための取組、利用者への対応について (2)苦情・要望への対応

②意見箱の設置

利用者から自由にご意見をいただけるよう、ご意見箱を設置し、気軽に要望を出せるきっかけを提供しています。ただ義務的に設置するのではなく、少しでも多くの利用者がその時々に感じたことを声として伝えいただけるよう、1階用具コーナー、2階ラウンジ、3階ラウンジに設置しています。



【ご意見箱】

③電話・FAX・メール・郵送での意見受付

利用者が、思ったこと感じたことを、自宅からでもすぐに伝えることができるよう、電話・FAX・メール・郵送でも意見を受け付けています。

各連絡先は、ライトセンターだよりやホームページに記載し、利用者からの意見を広く受け付けています。

④クラブ代表者との連絡会の開催

日々施設を利用している、各クラブの代表と1年に1度連絡会を開催し、センターに対する要望などの聞き取りを行います。

⑤当事者団体との意見交換

当事者団体・県と意見交換を行い、要望や苦情などの聞き取りを行います。

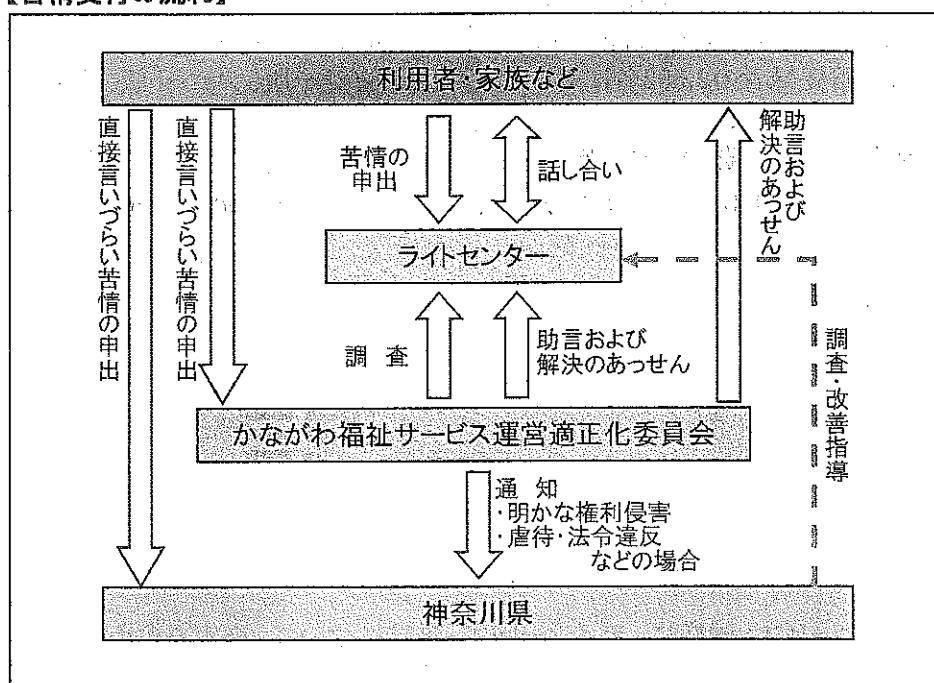
⑥苦情受付担当者の設置

上記のさまざまな手段によって入手した苦情・要望等は、苦情受付担当者に集められ、内容をすべてチェックした上で、職員全員で共有すると共に、改善事項として苦情解決連絡会およびサービス改善・向上委員会において検討します。

(2)第三者による苦情受付機関の設置

ライトセンターへ直接言いつらい苦情を解決するために、神奈川県社会福祉協議会の「かながわ福祉サービス運営適正化委員会」を、第三者機関として位置づけ、ホームページやライトセンターだよりで利用者に広く周知します。

【苦情受付の流れ】



2. 苦情に対する取組

(1)過去の苦情対応をもとに作成した「苦情対応マニュアル」の活用

過去の苦情およびその対応を参考にして作成した「苦情対応マニュアル」を活用します。

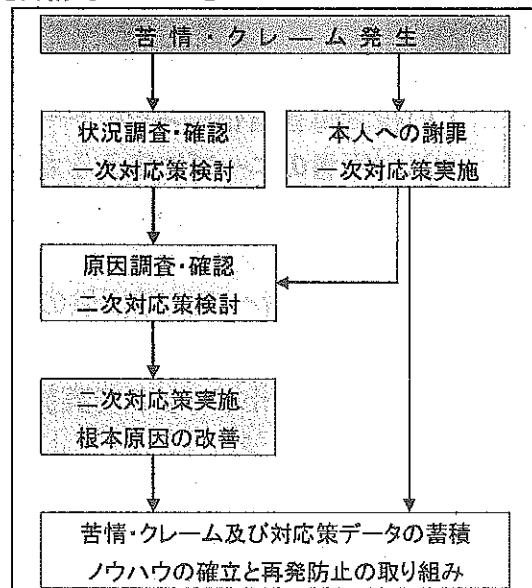
当社で保有している苦情内容およびそれに対する対応について集約し、データ化することで、対応策や予防方法の事例の充実を図ります。

(2)苦情対応フローの構築

利用者から苦情が発生した場合は、右図に沿って責任者が迅速に対応します。まず現状を確認した上で、利用者の話を聞き、内容を明確にします。その上で、当社の対応に問題がある場合は、心から謝罪すると共に、二度と同じことが起こらないよう速やかに改善策を講じます。

一方で、利用者の勘違い等、当社に起因するトラブルではない場合でも、改めて詳しくご説明する等クレームを解消することで、ライトセンターのファンになっていただけるような対応を心がけます。

【苦情対応フロー】



(3)日常業務での気付き(ヒヤリ・ハット)の記録・共有

職員は、利用者との会話や、施設の巡回・点検・清掃時に気づいた点、気になる点などを毎日「業務日報」に記載します。その内容はヒヤリ・ハット事例として、内容を蓄積し、責任者へ報告すると共に、サービス改善・向上委員会での検討事項とします。

また、職員全員が、朝礼や業務引き継ぎ時に、これらの情報を共有し対応策を講じることで、ヒヤリ・ハット事例が利用者の不安や不満になる前に対処します。

(4)苦情解決連絡会およびサービス改善・向上委員会の開催

さまざまな手段により把握した利用者からの意見などに対し、第三者を交えて対策を検討する、苦情解決連絡会および改善・向上委員会を開催します。

検討結果は職員全員で共有すると共に、利用者にも、ライトセンターだよりやホームページなどへの掲載や館内掲示などにより共有します。

I サービスの向上について

3 利用促進のための取組、利用者への対応について

(3)利用者サービスの取組

ア 情報提供及び普及啓発等の取組状況

1. 点字刊行物等を視覚障害者の利用に供する業務(点字図書館の運営)

- (1) 視覚障害者情報ネットワーク等を最大限に活用し、迅速で円滑な貸出を行います。
- (2) 利用者のニーズに応える点字刊行物等の製作および製作体制を強化します。
- (3) IT化への着実な対応と利用者支援体制を強化します。

2. 視覚障害者への情報提供の取組

- (1) さまざまな情報提供等により、視覚障害者の社会生活支援体制を強化します。
- (2) プライベートサービスを実施し、利用者ニーズにきめ細かく対応します。

3. 地域における普及啓発活動による視覚障害への理解促進

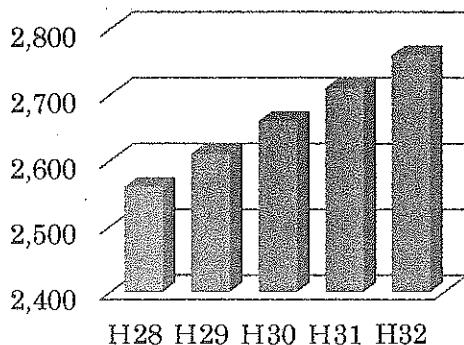
- (1) 学校教育における視覚障害理解を促進する活動への取り組みを行います。
- (2) 公的機関職員やサービス業従事者に対し、視覚障害への理解を図ります。
- (3) 県内医療機関へ積極的なアウトーチ活動を展開します。
- (4) 民生委員および一般県民に対して視覚障害理解を促す活動に取り組みます。
- (5) 地域イベントにて、地域住民への視覚障害理解を図ります。

1. 点字刊行物等を視覚障害者の利用に供する業務(点字図書館の運営)

当社は、急速に進行する情報化社会の中で、視覚障害者が迅速かつ円滑に情報収集を行うことができるよう、常にサービス利用者の目線に立った支援体制を構築します。

また、幼児から高齢者まで、多様な利用者ニーズに応える図書を製作する等、サービス向上に努め、利用促進に向け、たゆまぬ取り組みを実施します(右図は下表目標数値をグラフ化したもの)。

図書館利用登録者数目標推移



【図書館利用登録者数目標】

| 年 度 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用登録者数目標 | 2,550 | 2,600 | 2,650 | 2,700 | 2,750 |

(1) 視覚障害者情報ネットワーク等を最大限活用した迅速で円滑な貸出

① 高いレファレンス力を持つ経験豊かなスタッフの配置

視覚障害者への貸出しは、多くの場合、電話による希望図書の聞き取りからスタートします。しかし、あらかじめタイトルを指定されることは非常に少なく、「何か面白い図書」「こんなようなもの」「この著者の作品で良さそうなもの」等、おおまかな希望を述べられるのが一般的です。

これに対応するスタッフには、相手が求めているものは何かを的確に把握すると共に、どのような図書があるのか等の豊富な知識を蓄えておくことが要求されます。

当社は、こうした利用者にとって様々な有用なアドバイスを提供できる、高いレファレンス力を持つ経験豊かなスタッフを配置し、サービス向上を図ります。

② 視覚障害者情報総合ネットワークシステム「サピエ」の活用

厚生労働省の補助を受け、平成22年に運用が開始された視覚障害者情報総合ネットワークシステム「サピエ」(システム構築段階からライトセンター職員がシステム開発プロジェクトリーダーとして深くかかわってきました)は、視覚障害者および視覚による認識に障害がある方々に対して点字データ、デイジーデータをはじめ、暮らしに密着した地域・生活情報など多くの有用な情報を提供する業界最大のネットワークで、視覚障害者等の個人会員13,000人以上が直接利用しています。

ネットワーク上のデータをダウンロードすることによって、ライトセンターが所蔵しない図書・雑誌等に対する利用者からのリクエストに応えると共に、ライトセンターの図書データをアップロードすることで全国の視覚障害者への活用の促進を図ります。

また、視覚による認識に障害がある方々(ディスレクシア(読字障害)を含む)のサピエ登録・活用を支援すると共に、直接ライトセンターに来所いただく形での貸出にも対応し、利便性向上を図ります。

このネットワーク等を最大限活用して、全国規模での図書・雑誌等の相互貸借を積極的に進めます。

また、「サピエ」を活用して、地域・生活情報の提供、墨字データを取込んだテキストデイジーデータの提供、インターネットを活用した点字・録音資料の製作等にも積極的にかかわり、点字図書・録音図書等の書誌データおよび点字データ、デイジーデータ、テキストデイジーデータを「サピエ」にアップロードし、利用者の利便性を高めてまいります。

【アップロードタイトル目標】

| 年 度 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 点 字 図 書 | 450 | 450 | 450 | 450 | 450 |
| 録 音 図 書 | 320 | 340 | 360 | 380 | 400 |
| テキストデイジーフォーマット | 10 | 15 | 20 | 25 | 30 |
| 計 | 780 | 805 | 830 | 855 | 880 |

(2) 利用者のニーズに応える点字刊行物等の製作並びに製作体制の強化

① 点字・録音図書等のさらなる充実

点字図書については、引き続き製作タイトル数の全国一位を目指します。

録音図書については、近年のアナログからデジタルへの移行の進展に沿って、デジタル録音図書(ディジー図書)の製作に力を入れます。

また、点字・録音図書のさらなる充実を図ると共に、新たな取り組みとして始めている、弱視者(ロービジョン)を対象とした拡大図書の充実を引き続き行います。

加えて、テキストデータを取込んだ「テキストデイジーフォーマット」の製作に取り組むなど、時代の流れを反映させて、複数の媒体による蔵書の充実を図ります。

さらに、利用者の年齢層の幅を広げるために、子ども向け図書のさらなる充実を図り、幼児から高齢者まで切れ目のない情報提供に努めます。

【年度別図書製作目標】

| 年 度 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 点 字 図 書 | 450 | 450 | 450 | 450 | 450 |
| デ イ ジ 一 図 書 | 320 | 340 | 360 | 380 | 400 |
| 拡 大 図 書 | 20 | 20 | 30 | 30 | 30 |
| テキストディジー図書 | 10 | 15 | 20 | 25 | 30 |
| 計 | 800 | 825 | 860 | 885 | 910 |

②新たにL点字本の製作・貸出の取り組み開始【新規】

L点字とは、L(Large)点字のことです、点間の大きい点字を指します。中途視覚障害者にとって、読みやすい点字とされており、このL点字を使用した点字本の製作・貸出への取り組みを新たに開始します。すでに、サンプル段階では中途視覚障害者の皆さんに好評を得ています。全国的にも数少ない取り組みであり、当社としてさらなる利便性向上を図ります。

③点字・録音等刊行物のさらなる充実

全国的に見ても発行点数の少ない点字雑誌は、現在の5誌(年間製作数48冊)から毎年の新規発行を目指し、種類の充実を図ります。(※全国平均は一施設あたり2.6誌)

ライトセンターの大きな特色である録音雑誌は、全国最多種(18誌、年間製作数251冊)を安定的に製作・発行します。(※全国平均は一施設あたり3.7誌)

墨字については、拡大文字版を発行して弱視者に提供します。

④録音図書等の製作体制強化(スピードアップ)

時代の変化と共に、タイムリーな情報提供を受けたいというニーズが高まっています。そこで、録音図書等の製作スピードアップのため、ボランティア人員も増やしながら製作体制の強化を図ります。

また、録音環境に恵まれているボランティアについては、在宅での録音作業も可能とするよう検討します。来所に限定しないことで録音図書製作のスピードアップと録音室の混雑緩和を図ります。

⑤利用者のニーズをふまえた選書の推進

利用者の意向をふまえ、ニーズに合致した選書を実施します。

具体的には、利用者からのリクエストがあったものを、選書の優先順位の一番目としています。

以下、利用者からのリクエスト傾向の高いものや、書評等から利用が予想されるものを調査し、利用者目線の選書に努め、利用者のサービス向上に努めます。

(3)IT化への着実な対応と利用者支援体制の強化

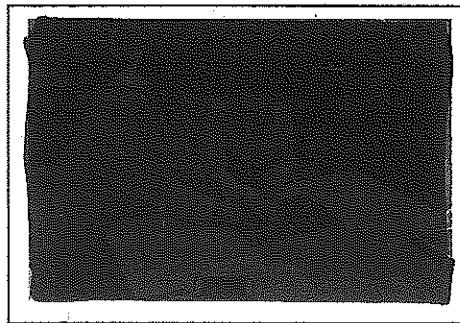
IT環境を持つ利用者に対して、利便性を高めるために下記のような取り組みを行うと共に、IT環境を持たない方に対しては、情報格差が生じないように配慮します。

①視覚障害者のインターネット利用環境づくりの支援

【インターネット利用環境づくりの支援】

ライトセンターには、インターネット、パソコン、タブレット、スマートフォン、デジタル録音図書用読書機の使用相談が日常的に寄せられています。

高機能化するITツールを使いこなすには専門的な知識が要求されます。当社は、専門職員を配置してこれに対応し、利便性の向上を図ります。



【タブレット端末のサポート】

【視覚障害者情報総合ネットワークシステム「サピエ」の利用支援】

昨今、音声情報のデジタル化が大きく進展し、視覚障害者情報総合ネットワークシステム「サピエ」への音声データアップロードやダウンロードが可能となる等、視覚障害者がインターネットを活用して情報を入手する環境が飛躍的に進歩しました。

そこで、必要なときに必要な情報を即時的に入手できる「サピエ」の利便性を紹介し、ネットワークの活用を推進します。

また、「サピエ」は携帯電話にも対応しており、コンピュータはハードルが高いという人には、携帯電話を活用した情報入手方法を支援します。また、パソコンを所有していないが家庭など身近にインターネット回線がある利用者に対しては、無線LAN経由で利用できる携帯型読書機の活用を支援します。

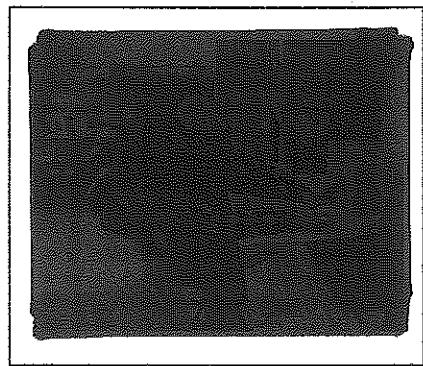
②視覚障害者のパソコン操作スキルの習得支援

【充実した習得支援体制】

神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団のパソコンサポートボランティアと共に、利用者の様々な要望に応えます。また、クラス別(能力別)のサポート教室を開催し、操作が習得できるよう支援します。

その際、利用者の希望や技術レベルも個々に異なるため、要望に的確に対応できるよう、サポートボランティアのスキルアップを図ります。

職員は常にサポート用ツールの最新情報を入手すると共に、必要な講習等を受け、勉強会等を通じて、その情報をサポートボランティアと共有し、支援体制を継続的に強化します。



【パソコン操作習得サポート】

【地域での支援】

視覚障害者ができる限り居住する地域でパソコンのサポートが受けられるよう、県内各地域のサポートボランティアと連携し、視覚障害者が自宅もしくは自宅近くの公共施設で、サポートを受けることができるよう、体制を整えます。

また、職員が地域に出向きボランティアを対象にパソコンサポート講習会や勉強会を開催し、視覚障害者への地域支援を活発にします。

③パソコン操作支援ボランティアの養成

現在のサポートボランティアのスキルアップと新たなサポートボランティアの養成を行います。加えて職員のスキルアップも図ります。そのため、ライトセンター主催の講座や勉強会を、下記のとおり開催します。

| 養成講座等 | 回数 |
|--------------------|-------------|
| パソコンサポートボランティア講座 | 年1回(8回16時間) |
| パソコンサポートボランティア勉強会 | 年1回 |
| パソコンサポートグループ主催の勉強会 | 月1回 |

2. 視覚障害者への情報提供の取組

(1)教育や就労に関する有益な情報や生活密着情報、企業へのアドバイス機能

(就業環境改善等)等による、視覚障害者の社会生活支援体制の強化

視覚に障害がある方々が社会生活に積極的にかかわりが持てるよう、下記の取り組みを実施します。

盲特別支援学校等や障害者職業能力開発校等が主催する研修会、公開授業などへの職員派遣、各機関の発行物の即時入手、関係機関の専門スタッフとの情報の共有により必要な情報を入手し、視覚障害者(児)はもちろん、受け入れ先へのタイムリーな情報発信を行います。

その際、福祉事務所や教育機関等と連携を図ると共に、ホームページ、メールマガジン、機関紙等を通じてこれらの取り組みをPRします。

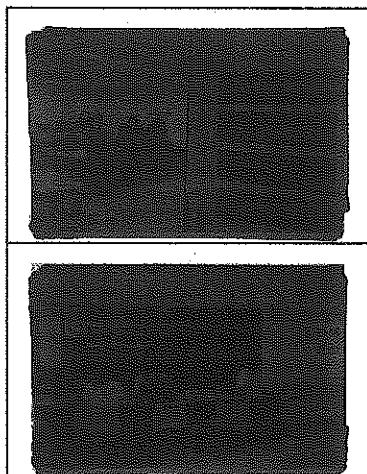
①教育に関する情報提供と関係機関の紹介

保護者との面談や児童の発達状況に応じ、適切な教育機関や専門機関との連携を図ります。並行して、一般の幼稚園や保育園に通う幼児の担任に対し、適切なアドバイスを行います。

②就労関係機関の紹介並びに新たな情報提供機会の創出

視覚障害者が働きやすい職場環境の整備などについて、職場の管理者などにアドバイスを行うと共に、就職相談についても、情報を提供し要望に添えるような関係機関を紹介します。

また新たに、これまでの盲特別支援学校や職業訓練校の紹介や相談会にとどまらず、ライトセンターが仲介役となり、就労中の当事者や、その家族と就労希望者を交えた懇談会を実施し、就労当事者の職場復帰までの経緯や、就労成功術等を吸収できる機会を創出し、社会参加に向けた取り組みを強化します。



【就労相談】

③視覚障害者の就業環境改善等の雇用団体への

アドバイス機能

ライトセンターの存在をできるだけ多くの企業に知らせ、職場に視覚障害者や視機能の低下した従業員がいる企業への就業環境改善等に向けたアドバイスや相談に積極的に対応します。

④視覚障害者用各種機器の展示、紹介および使用についての助言指導

新しい用具、各種機器の説明会や体験会を開催し、取り扱い等のアドバイスを行い利便性の向上を図ります。また、新規利用者開拓につなげ、施設認知度向上や利用促進も図ります。

⑤安全安心情報の提供

視覚障害者の日常生活や緊急時の安全安心を確保するために、当社が発行している「新型インフルエンザへの対応ハンドブック」や「災害時の対応ハンドブック」などの点字版・録音版を製作し配布しています。今後も引き続き、安全安心のための災害時の要援護者に関する情報等の提供を行います。

⑥選挙資料の提供

衆議院議員選挙・参議院議員選挙・県知事選挙、さらには県議会議員選挙の公報を「ライトセンターだより号外」として、点字版・録音版(CD版)を製作・発行します。併せて、候補者名簿も作成し、選挙管理委員会を通じて投票所に設置します。

また、選挙情報は重要な情報であることから、当事者団体とも連携をしてより多くの視覚障害者に配布できるよう取り組みます。

⑦生活密着情報の提供

視覚障害者情報総合ネットワークシステム「サピエ」のメニューの一つである地域・生活情報と連携して、福祉情報・催し物情報・観光情報など各種地域情報を提供します。

⑧弱視者やその家族に対するロービジョンに関する情報提供

一対一で面談を行い、その方に適した最新情報を提供します。さらに、眼科医会や社会福祉協議会にも、ロービジョンに関する情報を提供します。

⑨JBニュース等情報ネットワークを活用した情報の配信

日本盲人会連合が運営する「点字ニュース即時提供システム」を活用すると共に、視覚障害者情報総合ネットワークシステム「サピエ」をはじめ、インターネットやメール等の、ITを活用した情報提供に努めます。

(2)プライベートサービス(個人的資料の点訳等)の実施

各種製品の取扱説明書、小冊子、個人的に必要な資料等の点訳・音訳等を行うプライベートサービスは、その性質上、製作方法など、利用者の希望に適うきめ細かい対応が必要です。利用者個々の依頼に沿った形でのプライベートサービスを実施します。

その際、赤十字奉仕団をはじめとする地域のボランティアグループを紹介する等、ボランティアの協力を得ながら対応します。

| プライベートサービスの種類(例) | サービス内容 |
|------------------|--|
| 点訳 | 一般的な墨字資料はもとより、英語・楽譜・理数関係資料の点訳並びに触図作成など専門的かつ特殊な資料であっても可能な限り要望に応えます。 |
| 点字コピー | 利用者が持ち込んだ点字データ並びに視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」からダウンロードしたデータ等を点字プリンターで打ち出し、利用者が望む方法で製本します。 |
| 対面音訳 | 利用者の希望を受けてボランティアと調整を図り、種々の資料を対面によって音訳します。 |
| 吹込音訳 | 利用者からの依頼により、個人的資料を音訳します。 |
| 触図コピー | 指先で確認する地図や各種図面など触図のコピーを行います。 |
| 拡大写本 | 利用者の見え方に合わせて、墨字の拡大写本を行います。 |
| テキストデータ | 利用者の希望する墨字資料をテキストデータに変換し、パソコン等の機器を使用した読書に対応します。 |

上表にないサービスについても、利用者からの要望によって隨時検討・対応し利便性の向上に常に努めます。

3. 地域における普及啓発活動による視覚障害への理解促進

(1)学校教育における視覚障害理解を促進する活動への取組

小中高等学校や各種専門学校の生徒や教職員などの施設見学を積極的に受け入れ、視覚障害者の状況について解説すると共に、点字学習体験や視覚障害者の誘導体験などの機会を提供します。これによって、児童・生徒・学生達の視覚障害への理解を醸成すると共に、教育現場において視覚障害を理解する人材の育成を支援します。

| | |
|--------------------|--|
| 児童・学生対象の福祉教室 | 総合的な学習の時間や人権教育として、視覚障害者の日々の生活などの話や点字体験などをとおして、視覚障害理解を深めると同時に人それぞれの違いを認め合うきっかけ作りとします。 |
| 教職員対象「福祉教室」 | 教育現場で視覚障害理解の中心的な存在として、授業で指導が行えるよう視覚障害についての講義、点字の歴史や体験、視覚障害者への接し方を学んでいただきます。 |
| 夏休みキッズ福祉教室 | 夏休み期間中に、小学生・中学生を対象に、視覚障害についての理解や、点字について理解をする教室を開催します。 自由研究の課題や、子供・保護者一緒に視覚障害理解を深める機会とします。 |
| 学校対象のライトセンター キャラバン | 学校行事として視覚障害について理解する機会として、視覚障害者の講話や点字体験、視覚障害者への接し方、ライトセンターの事業紹介等を行います。 |

【福祉教室参加者数】

| | |
|------|--------------------------|
| 期間 | 平成23年度～平成25年度 (3年間実績) |
| 実施回数 | 246回 |
| 参加者数 | 17,673人 |



【弱視の見え方を体験する教職員福祉教室】

上記の学校関係者のほか、一般の団体を対象とした福祉教室なども実施します。

(2)公的機関職員やサービス業従事者に対する理解促進活動への取組

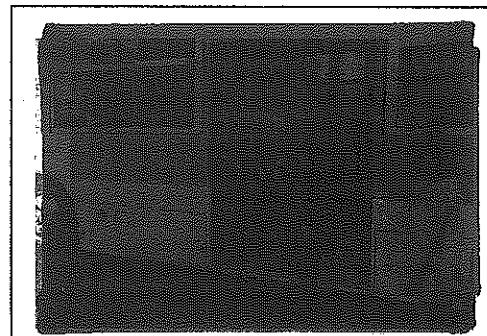
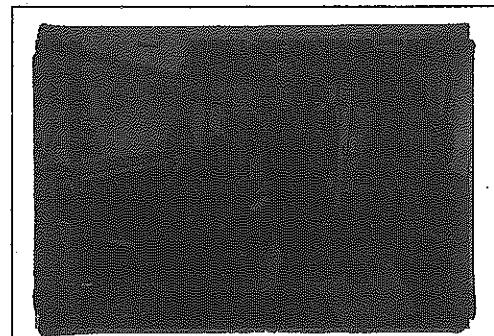
公共機関職員やサービス従事者が、視覚障害について正しく理解し対応できることは、視覚障害者が社会生活を行う上で非常に重要です。そこで、神奈川県内の公的機関において、接客などの業務に従事する方等を対象に、視覚障害理解のための講話、視覚障害者との接し方を中心とした教室を開催します。受講した方については、「ライトセンター視覚障害者福祉教室受講証」を発行し、職場における視覚障害理解のリーダーとしての活躍を期待すると共に、他の方の受講の動機形成を図ります。

さらに、当社神奈川県支部とライトセンターの共催行事「いつもここに安心を」でも、同じく視覚障害者理解を促進する取り組みを実施します。

※「いつもここに安心を」

当社が企画開催する講習会。多くの人が集まるホテルや観光施設、交通業界の企業や団体と連携し、視覚障害への理解促進をはじめとして、車いす介助法、子どもの急病、心肺蘇生等いざという時に役に立つプログラムを提供しています。

| | |
|-----------------------|--|
| 公共機関職員対象の福祉教室 | 警察官、消防士などに対し、視覚障害についての理解を得ると同時に、万一の場合などにも正しく接することができるよう、視覚障害者への望ましい対応方法を中心とした教室を実施します。 |
| サービス従事者対象の福祉教室 | ホテルやデパートなど、視覚に障害のある利用客が訪れる可能性のあるサービス従事者を対象に、視覚障害者に正しく接することができるよう、視覚障害者への望ましい対応方法についての教室を実施します。 |



【いつもここに安心を（バス従業員に対する視覚障害理解の教室）】

(3)県内医療機関へ積極的なアウトリーチ活動の展開

急性期治療から視覚障害リハビリに移行する患者や、視覚による認識に障害がある方を見据えて、県内医療機関に対し、啓発のアウトリーチ活動を展開します。

医療機関にかかっている間にライトセンターのことを知ることで、新たな来所や相談につながる機会を創出します。活動展開の対象医療機関としては眼科に限らず、視覚障害を引き起こす可能性のある疾患（例：糖尿病、白血病等）にかかわる医療機関も含めて総合的に順次実施し、ライトセンターのサービスの存在を知らずに地域で取り残される可能性を持つ方が、少しでも減るよう、積極的に取り組みます。

(4)民生委員および一般県民に対する視覚障害理解を促進する活動への取組

地域で生活する視覚障害者を支援するには、地域の力が重要です。一般県民に対し視覚障害理解を促進する機会として、ライトセンターだけでなく、希望される場所で福祉教室を積極的に開催します。

(5)地域における理解促進への取組

地域の社会福祉協議会が主催する「福祉大会」「福祉まつり」などで「移動ライトセンター」として相談会などを実施し、施設のPR活動に努めると共に、地域での視覚障害者の暮らしとライトセンターに対する理解を深める働きかけを行います



【ライトセンターの地域展開】

I サービスの向上について

3 利用促進のための取組、利用者への対応について

(3)利用者サービスの取組

イ 相談・指導・訓練事業及び地域活動支援の取組体制

下記のような取り組みを行って、中途で失明あるいは視力低下した方や、高齢者、重複障害がある方などにも、生活の質(QOL)の向上や社会参加の支援を行います。また、視覚障害児および保護者に対しての、相談や指導を行います。

1. 視覚障害者の地域生活の向上に向けた取組

- (1)相談事業の対象者を視覚による認識に障害がある全ての人まで拡大します。
- (2)ピアカウンセリングや日常生活技術指導等で自立支援・生活支援を強化します。

2. 視覚障害児および保護者への支援

- (1)訪問での個別指導の他、親子交流、野外活動などを通じた支援を行います。
- (2)体育館や視聴覚室、キッズルーム等を活用して利用促進を図ります。
- (3)情報提供によるライトセンターの利用促進を行います。

3. 地域活動支援の取組体制

- (1)視覚障害に関する指導訓練等のアウトリーチ活動を行います。
- (2)県域全体へ向けた視覚障害者スポーツ振興への支援を行います。
- (3)「移動ライトセンター」による地域支援活動を行います。
- (4)視覚障害者のためのイベント「かなエール」を継続開催します。

1. 視覚障害者の地域生活の向上に向けた取組

(1)相談事業の対象者範囲の拡大

相談事業の対象者の範囲を、障害者手帳を保有する視覚障害者だけでなく、視覚による認識に障害がある全ての方々にまで拡大し、利用者の利便性を拡大すると共に、潜在的な利用者の掘り起こしにもつなげます。

(2)ピアカウンセリングや日常生活技術指導等、自立支援・生活支援の強化

中途で失明あるいは視力低下した視覚障害者に対して、下記のような各種指導訓練などの自立に向けた支援を実施します。利用者個々のニーズは様々であり、スタッフには豊かな専門知識が不可欠です(例:白杖の選択の場合、個々のニーズ、障害の程度、使い方を正確に把握した上で、種類、長さ、杖の先の形状まで選択提案する知識が要求される)。そのため、きめ細やかな対応が可能となるよう、常にスタッフの力量を向上させ支援体制の強化に努めます。

その上で、他の訓練施設とも密接に連携を取りながら、高齢者や聴覚・肢体等との重複障害を持つ方などにも積極的に対応し、生活の質(QOL)の向上や社会参加を促進します。

①視覚障害者による相談窓口の設置(ピアカウンセリングの実施)

失明当初は障害の受容が困難なため、視覚障害者の相談員による相談窓口を設けることによって受容を援助する機会を増やし、早期の社会参加が可能となるよう、また、職場復帰等にもつながるよう、支援します。

②日常生活技術の指導

訪問あるいは来所による「身の回りに関すること(身だしなみ、物の管理や整理、便利な道具の使い方等)」、「家庭生活に関すること(掃除、洗濯、調理等)」、「社会生活に関すること(金銭の弁別、電話の使い方、買い物等)」等の日常生活技術指導をマンツーマンで行います。

③コミュニケーション指導(点字・IT関連機器)

訪問あるいは来所による点字指導、パソコン等のIT関連機器の指導をマンツーマンで行います。また、基本を修了した人たちを対象にクラブへの入部を促し、技術の保持や向上を支援します。



【歩行訓練】

④歩行訓練士による外出トレーニング

白杖の選択や単独歩行の基本となる白杖の正しい操作方法等を指導します。原則として、自宅を起点に希望に沿って目的地を設定します。

⑤生活支援用具・機器に関する情報発信

最新ニュースをチェックし、便利グッズなどの最新情報をメールマガジン、教養講座や移動ライトセンターなどを活用して利用者に発信します。生活支援用具・機器の紹介および使用方法について支援します。

⑥福祉制度についての説明と活用支援

障害者手帳の申請方法、日常生活用具の種類や給付の受け方などの情報を提供すると共に、管轄する行政の窓口へ引き継ぎます。また、福祉制度の説明および活用方法について支援します。

⑦神奈川県視覚障害者生活技術研究協議会との連携

ライトセンターは、県内の視覚障害者(児)に対して各種相談・指導・訓練・情報提供等を行っている機関・施設が加盟する「神奈川県視覚障害者生活技術研究協議会」の事務局として各施設と深く連携してきました。ここで長年培われた当社のネットワークを生かし、指導事例の検討会や職員研修などを実施して、相談、指導、訓練事業の一層の充実・強化を図ります。

⑧適切な施設の紹介

ライトセンターが今まで築いたネットワークを駆使し、障害者の相談内容に適した視覚障害関係施設を紹介する等の連携を図ります。

⑨弱視者(ロービジョン)への支援

眼科医、業者等との協力関係を含め、ルーペ、拡大読書器等の紹介および使用方法についての支援、その他、日常生活上の障害に対し支援します。

⑩技術講習会

視覚障害者の日常生活における、諸技術の習得のために、各種講習会を開催します。

| 講座名(例) |
|-------------------------|
| らくらく料理教室 |
| メイク講習会 |
| IT関連初心者個別講習会 |
| お役立ち講座(各社携帯電話・スマートフォン等) |

⑪教養講座

文化や日常の暮らしなど、幅広い分野について教養講座を開催します。

| 講座名(例) |
|-------------------------|
| 横浜美術館に行ってみませんか？ |
| コーヒースクール |
| 暮らしのトラブルにご用心！(消費生活出前講座) |

2. 視覚障害児および保護者への支援

訪問での個別指導や親子交流、野外指導などを通じて、本人および保護者に適切な支援・アドバイスを行います。

(1)訪問での個別指導、親子交流、野外活動等を通じた支援の取組

視覚障害児は、本人への指導はもちろん、それ以上に保護者へのアドバイスが重要です。

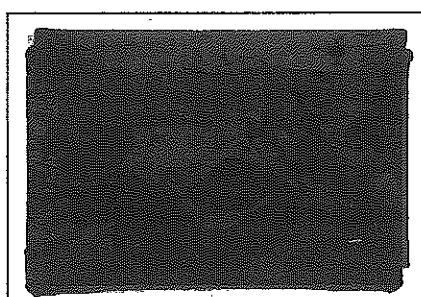
当社では、国立特別支援教育総合研究所と協力関係を結びながら、0歳児から視覚障害児に遊びをおした感覚指導を、その保護者に対しては養育方法の相談や支援を行います。

ライトセンターのプールを活用し、視覚障害児に水とふれあう機会を作ると共に、保護者には、万一の場合の対応方法を学ぶ機会を提供します。

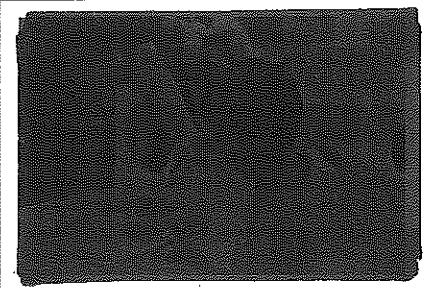
幼児指導のための教材は、神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団の幼児教材製作グループの協力を得て幼児の遊び(感覚)に合わせて製作し提供します。

| 対象 | 内 容 | 頻度 |
|--------|--|------|
| 全視覚障害児 | 家庭への訪問指導、発達観察 | 随時 |
| | キッズルームの開放による親子交流 | 全開館日 |
| | 野外での生活体験活動 (ライトセンター以外の子ども向け施設、公園などで過ごすことで、子どもたちの普段と違う姿を見ることができ、養育に非常に有効である) | 年2回 |
| | プールを活用した幼児水泳教室 | 年4回 |
| | 「キッズあそVIVA！」の実施 (小学生以下の視覚障害児と家族を対象に体育館等で集団遊びをすることで地域や学校を越えた親子の交流を促進する企画) | 年6回 |
| 全保護者 | 国立特別支援教育総合研究所の専門家による幼児養育相談 | 随時 |
| | 保護者同士の交流の実施 | 年2回 |
| | さまざまな情報を提供する保護者教室 | 年2回 |

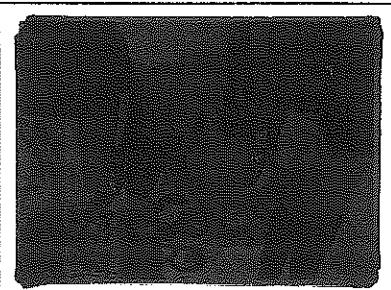
3 利用促進のための取組、利用者への対応について (3)利用者サービスの取組



【障害児水泳教室の様子】



【障害児野外活動の様子】



(※写真掲載について本人または保護者の承諾を得ております)

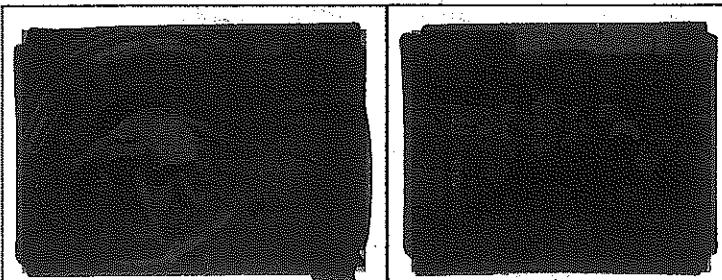
前述した内容以外に単発で、朗読会、点字学習のフォロー、拡大読書器の体験会なども実施します。さらに、子育て支援の一環として、幼児の通う保育園や幼稚園への訪問を行って、保育士や教諭との情報交換も実施します。

【年度別視覚障害乳幼児のための「野外活動」実施状況】

| 年 度 | 会 場 | 参 加 者 数 |
|-----|--|---------|
| H23 | アスレチック等(ライトセンタ一体育館内) 湘南台文化センターこども館(藤沢市) | 28 |
| | | 13 |
| H24 | こどもの国(横浜市) 湘南台文化センターこども館(藤沢市) | 28 |
| | | 13 |
| H25 | 横浜美術館「こどものアトリエ」(横浜市) 遊園地ぐりんぱ(静岡県裾野市) | 36 |
| | | 29 |

(2)体育館やプール、視聴覚室、キッズルーム等のイベントを活用した利用促進への取組

| イベント(例) |
|-------------|
| キッズあそVIVA！ |
| キッズルーム開放 |
| 親子リトミック教室 |
| 子ども何でも発表会 |
| 読み聞かせ会 |
| お餅つきやクリスマス会 |



【各種イベントの様子】

(3)情報提供による利用促進

図書等の利用推進、スポーツ施設の利用、各種行事の紹介等、ライトセンターの機能を有効活用していただくための情報提供を積極的に行い、長期にわたる利用に結び付けます。

そのために、イベント等で来所いただいた方に館内各施設の案内を行います。また、視覚障害児関連施設や、関係医療機関への情報提供もあわせて実施します。

3. 地域活動支援の取組体制

(1) 視覚障害に関する指導訓練等のアウトリーチ活動

ライトセンターに来所することが難しい視覚障害児およびその保護者のために、職員が地域に出向いて、障害児への指導と共に保護者へのアドバイスなども実施し、特別支援学校への就学などを支援しています。

視覚障害者や家族が相談を受けたいと思っても高齢などの理由で来所できない場合は、職員が自宅に出向いて相談に応じ、必要な情報提供を行います。また、当該の視覚障害者から、白杖の使い方、拡大読書器やルーペの使用方法を学びたいとの希望が出された場合は、継続的に訪問して必要な訓練を行います。

自宅もしくは自宅に近い所で、点字やパソコン操作の指導を受けたい視覚障害者に対して、的確にアドバイスを行うと共に、地元で活動しているボランティアグループを紹介します。

自宅へボランティアが訪問して行う各種援助活動については、平成25年度には128件の依頼があり、代読・代筆、衣類や書類の整理などの援助を行いました。

また、視覚障害者にとって使いやすい機能を持つ携帯電話やデイジー図書再生機、その他の便利グッズ等を地域の福祉会館等に持参し、地域のボランティアの協力を得ながら、多くの視覚障害者に体験してもらう機会をさらに増やして行きます。

(2) 県域全体へ向けた視覚障害者スポーツ振興への支援

視覚障害者が気軽にスポーツを楽しむには、本人の居住するそれぞれの地域にあるスポーツ施設も利用できることがポイントであると考えています。

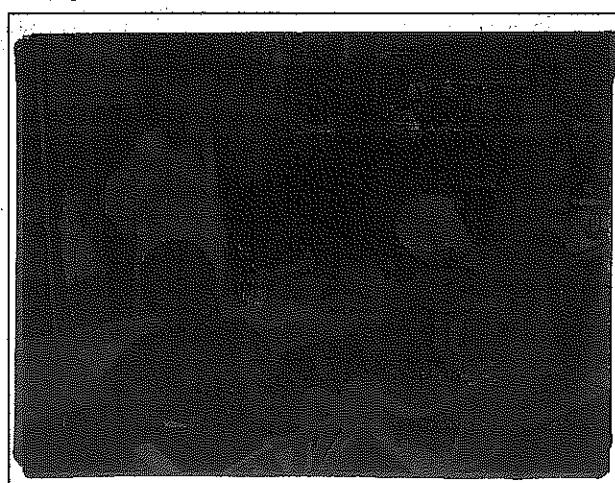
当社の長年の視覚障害者スポーツに対するノウハウや、支援体制を活用して、地域のスポーツ施設に対して、視覚障害者を受け入れるための環境づくりや、施設スタッフに対する支援などを積極的に行っています。

平成26年度に県内194ヵ所のスポーツ施設に視覚障害者受け入れについてのアンケートを実施し、その結果を元に、施設スタッフに対し、受け入れについての研修および支援を行っています。

また、受け入れ側の施設だけでなく、利用者である視覚障害者にも地元のスポーツ施設が利用できるということをライトセンターだよりに掲載し、当事者団体に情報提供するなど、受け入れ側と利用者側の両方への取り組みを引き続き行います。

(3) 「移動ライトセンター」による地域支援活動

県内各地域のイベントに出向いて、視覚障害者の日常生活用具や各種機器の展示、点字体験、ボランティア相談など、ライトセンターの事業紹介などを行うと共に、視覚障害についての理解を深めるための活動「移動ライトセンター」を、今後も継続して行います。

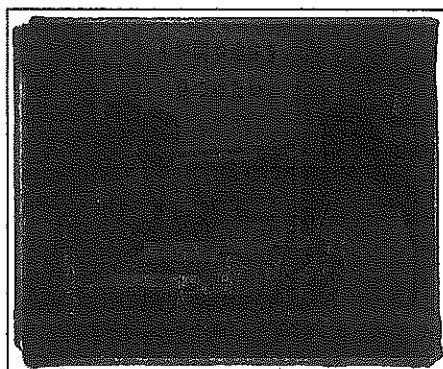


【移動ライトセンター】

(4) 視覚障害者のためのワンストップサービスイベント「かなエール」の継続開催

視覚障害者が1ヵ所で知りたい情報にたどり着けるように、出展企業や団体の垣根を越えて行う「機器展示会＆各種相談会」(通称:かなエール)を、今後も継続して開催します。

かなエールの会場は、「外出がしたい」「文字の読み書きをしたい」「読書したい」「仲間や趣味を見つけたい」など、目的別のブースに分け、利用できるサービスから機器の購入まで1ヵ所で分かるように工夫されており、来場者の皆様から好評をいただいています。

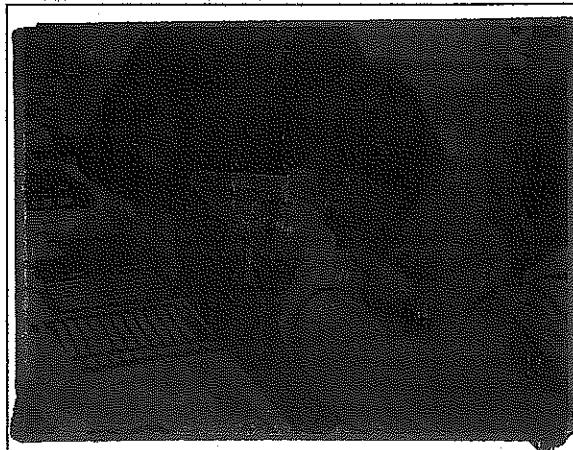
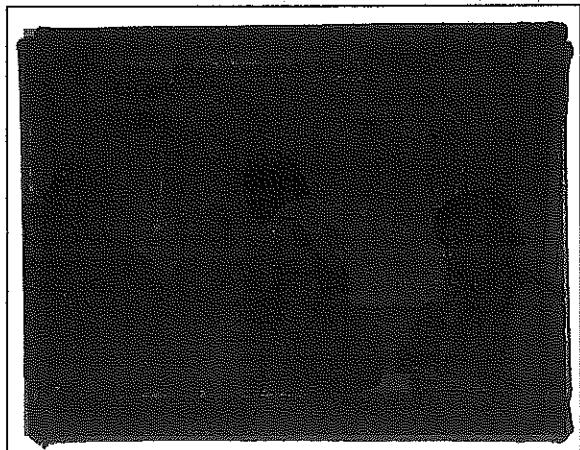


【「機器展示会＆各種相談会」かなエール】

【かなエール参加団体】

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| 1. インサバ | 14. 丸信テック |
| 2. 神奈川障害者職業能力開発校 | 15. 横須賀養護老人ホーム養護課 |
| 3. 川崎市視覚障害者情報文化センター | 16. 横浜訓盲院生活訓練センター |
| 4. KGS | 17. 横浜訓盲学院 |
| 5. 光学堂ロービジョンルーム | 18. 藤沢市点字図書館 |
| 6. シナノケンシ | 19. 横須賀市点字図書館 |
| 7. タイムズコーポレーション | 20. 日本盲導犬協会 神奈川訓練センター |
| 8. 東海光学 | 21. 横浜市立盲特別支援学校 |
| 9. ナイツ | 22. 光友会藤沢障がい者生活支援センター |
| 10. 七沢更生ライトホーム | 23. NPO法人 神奈川県視覚障害者福祉協会 |
| 11. 日本テレスoft | 24. 視覚障害者支援センターピアプレース |
| 12. ビジョンサポート | 25. 北里大学病院 |
| 13. 神奈川県立平塚盲学校 | |

※その他、実施場所の自治体へも連携を図ります。



【「機器展示会＆各種相談会」かなエール】

I サービスの向上について

3 利用促進のための取組、利用者への対応について

(3)利用者サービスの取組

ウ ボランティアの養成や活用等に対する取組状況

ボランティア制度の拡大による継続的な人材の確保と、質の高いボランティア活動維持のため、以下のような取り組みを行います。

1. ボランティアとの協働

赤十字の基本原則の一つである「奉仕」の精神のもと、ボランティアと協働し、視覚障害者と共に生きる社会を実現します。

2. ボランティア人材拡大に向けた取組

- (1)ボランティア人材確保に向けた広報活動を行います。
- (2)ライトボランティア制度(新設)により若年層人材を確保します。
- (3)ボランティア人材の継続的な活動に向けた取り組みを行います。

3. ボランティアの養成について

質の高いボランティア活動とスキルアップのための養成講座を実施します。

4. 地域ボランティア活動への支援

- (1)ボランティアの地域拠点構築への支援をします。
- (2)地域のボランティア主催イベントを支援します。
- (3)ボランティアとのネットワークを強化します。

5. 神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団と一体となった事業展開

ライトセンターがボランティアを養成し、視覚障害援助赤十字奉仕団が実活動を担う形で、視覚障害者福祉事業をさらに推進します。

1. ボランティアとの協働

ライトセンターにおける事業は、その多くをボランティアが担うことで支えられています。特に視覚障害者に対する情報提供の要である点訳や録音図書の90%以上はボランティア製作によるものです。その他の事業においても常にボランティアと協働し、視覚障害者福祉を支えています。

当社では、赤十字の基本原則の一つである「奉仕」の精神のもと、利益を求める奉仕的救護組織として長年ボランティアと協働してきました。1981年の国際障害者年には、「完全参加と平等」を支える哲学としてノーマライゼーションの考え方クローズアップされました。当社もその考えに立って、見えない、見えにくいことに対し配慮、援助することが「共に生きる社会」を実現するためのボランティアであるべきだと考えます。

2. ボランティア人材拡大に向けた取組

(1)ボランティア人材確保に向けた広報

①さまざまな手段による広報活動

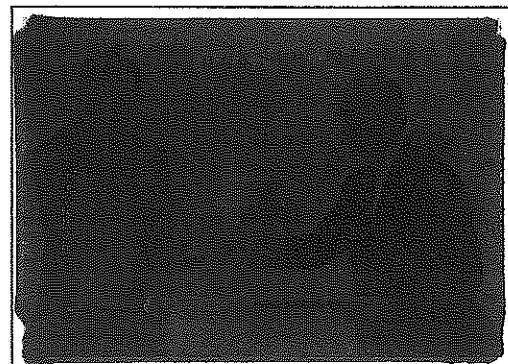
ホームページへの掲載、「県のたより」への投稿、県内公共図書館・ボランティアセンター内のチラシ設置等に加え、大学およびスポーツセンターに対して、ボランティア参加を呼びかけるチラシの設置を依頼し、より多くの人にボランティアに関するアピールをします。

併せて、福祉教室や職業体験・インターンシップ受入の際にボランティア活動参加への呼びかけ（講話内でボランティアの重要な役割を強調し、チラシを配布する等）を行います。

②大学への積極的な働きかけ

当社は、明治学院大学と、ボランティアの育成に向けて協力しあう「ボランティア・パートナーシップ」を結んでいます。同大学に対し、ボランティア情報などを提供し、学生や教職員をはじめ、卒業生や他大学に向けてボランティア参加を呼びかけていくこととなっています。

同大学の事務局を通じ、当社のボランティア活動についての情報提供と、インターンシップ受け入れやカリキュラムへの組み込み提案など、若い世代のボランティア人材の確保に向けて積極的な働きかけを行います。



【明治学院大学との
ボランティアパートナーシップ】

(2)「ライトボランティア制度(新設)」による若年層や幅広い人材の確保【新規】

現在、ライトセンターでは、点訳・録音雑誌の発送や事務作業等を行う「一般ボランティア」と、点訳や録音等の専門的な活動を行う「専門ボランティア」の、2種類のボランティアが活動しています。

活動にあたっては、ボランティア入門講座や、各種専門講座等の受講後、神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団（詳細は36ページ参照）をはじめ、県内の視覚障害援助関係ボランティアグループに所属することになります。それら既存のボランティア活動の形態に加え、もっと気軽にボランティアに参加したいと考えている方々などに向けて、専門的な講座を受講しなくても活動できる、「ライトボランティア制度」を、新たに導入します。

希望者は、視覚障害者対応についての注意点や、ボランティア内容についての説明などのレクチャーを受けた後、ライトセンター所属のボランティアとして登録、活動を行うものとします。

これにより、ボランティアに参加したいと考えているものの、講座を受講する時間を取りするのが難しい学生や社会人など特に若い世代のボランティア人材を確保します。

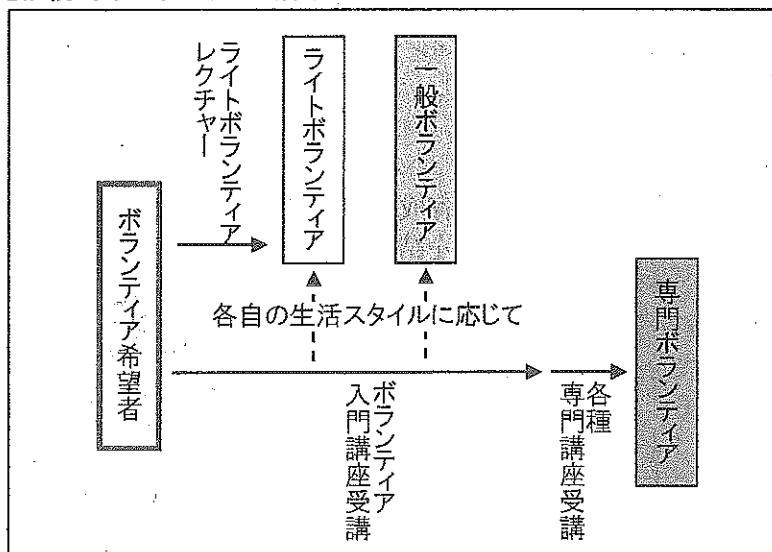
【ボランティア形態別 活動内容(例)】

| | |
|-------------------|--|
| ライトボランティア 【新設】 | <ul style="list-style-type: none"> ・図書の整理 ・視覚障害児の兄妹の見守り ・ライトシネマ準備および運営 ・施設見学対応補助 ・イベント等の運営補助・簡易事務作業 <p>など</p> |
| 一般ボランティア | <ul style="list-style-type: none"> ・ライトセンターだより墨字版宛名添付 ・新刊デイジー図書装丁 ・図書および雑誌の装丁 <p>など</p> |
| 専門ボランティア | <ul style="list-style-type: none"> 点訳・録音などの専門活動に加えて ・点訳図書および録音図書・雑誌のサピエ図書館アップロード＆削除作業 ・録音図書マスター・テープのデジタル化 ・点字図書修正チェック ・点字図書エーデルデータ修正 ・点字図書製本 <p>など</p> |

(3)ボランティア人材の継続的な活動に向けた取組

ボランティア入門講座受講者で、一般ボランティアとして定期的なボランティア活動を行うことが難しい場合でも、ライトボランティアとしての参加を可能とするなど、各自にあった形態のボランティア活動を行うことができるようになります。進学や就職などで生活スタイルが変わった場合でも、継続的に活動ができる体制を構築します。

【継続的なボランティア活動への取組】



3. ボランティアの養成について

(1)品質の高いボランティア活動維持と スキルアップのための養成(フォローアップ)講座・研修会等の実施

①ボランティア形態に応じた養成講座の実施

各ボランティアの活動形態に応じた養成講座を実施します。

平日フルタイムで働いている方に配慮し、一部の講座は土日の開催も行っています。

【形態別ボランティア養成講座内容】

| ボランティア形態 | 養成講座内容 |
|-----------|--|
| ライトボランティア | ・視覚障害について、活動内容のレクチャー、注意事項など |
| 一般ボランティア | ・ボランティア入門講座 |
| 専門ボランティア | ・点訳講座(基礎・応用) ・録音講座(基礎・応用) ・誘導法講座 ・拡大写本講座 ・点訳図書校正講座 ・視覚障害者点字指導法講座 ・特殊点訳講座 ・スポーツ・レクリエーションボランティア講座 ・在宅者援助講座 ・デジタル録音図書編集講座 ・パソコンサポートボランティア講座 ・指導者養成講座 |

②組織運営や自主的なボランティア活動のための講座の実施

点訳や録音などの専門活動を行うと共に、組織運営の中心となる人材を育成することが、ボランティアグループの維持・発展に繋がると考えます。ライトセンターでは専門活動に繋がるボランティア養成に加え、県内の視覚障害援助ボランティアグループのメンバーを対象とした「指導者養成講座」を開催し、ボランティアグループが自主的な組織運営をするためのノウハウを伝達します。

※全国の点字図書館では点訳や録音ボランティアに対し、専門技術を伝達する講座は開催されていますが、グループ運営に関わる講座の開催は稀です。

【ボランティア養成講座 講座数】※ライトボランティア向け講座は次期管理期間より実施予定

| No. | 講 座 名 | 講座数 | 講座の回数 | 講座総回数 | 修了者数 | 神奈川県 視覚障害援助赤十字 奉仕団指導員延数 |
|-----|-----------------------|-----|-------|-------|------|-------------------------------|
| 1 | ボランティア入門講座 | 6 | 4 | 24 | 179 | 6 |
| 2 | 点訳講座(基礎) | 1 | 13 | 13 | 14 | 26 |
| 3 | 点訳講座(応用) | 1 | 20 | 20 | 12 | 48 |
| 4 | 録音講座(基礎) | 1 | 10 | 10 | 15 | 20 |
| 5 | 録音講座(応用) | 1 | 16 | 16 | 14 | 22 |
| 6 | 誘導法講座 | 3 | 7 | 21 | 35 | 28 |
| 7 | 拡大写本講座 | 1 | 14 | 14 | 14 | 36 |
| 8 | 点訳図書校正講座 | 1 | 5 | 5 | 7 | |
| 9 | 視覚障害者点字指導法講座 | 1 | 5 | 5 | 8 | |
| 10 | 特殊点訳講座(数学) | 1 | 6 | 6 | 20 | 12 |
| 11 | スポーツ＆レクリエーションボランティア講座 | 1 | 8 | 8 | 16 | 24 |
| 12 | 指導者養成講座 | 2 | 10 | 20 | 45 | |
| 13 | 在宅者援助講座 | 1 | 8 | 8 | 6 | 6 |
| 14 | デジタル録音図書編集講座 | 1 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 15 | パソコンサポートボランティア講座 | 1 | 8 | 8 | 6 | 5 |
| 計 | | 23 | 140 | 184 | 397 | 239 |

③質の高いボランティア活動維持のための研修会の実施

ライトセンターでは、質の高いボランティア活動を維持するため、定期的な勉強会や、研修会を実施しています。

特に、視覚障害者に対する情報提供に重要な、点訳・録音図書等については、処理の難しい図表・画像等についても省略しないなど厳しい基準を設けると共に、随時、技術チェックを行い、高いレベルを保持しています。

また、他のボランティア活動においても、各地域で活動するすべてのボランティアも含めて、同じレベルで活動を行えるよう、下記のような技術研修会を行っています。

【平成25年度実施 技術研修会】

| No. | 会合名 | 回数 | 内 容 | 参加者数 |
|-----|------------------|----|-------------------------|------|
| 1 | 点訳勉強会 | 4 | 「点訳のてびき」に基づく学習など | 362 |
| 2 | 点訳勉強会(地域) | 5 | 「点訳のてびき」に基づく学習など | 251 |
| 3 | 点訳図書校正技術者勉強会 | 1 | 点訳校正現場における現状と課題 | 87 |
| 4 | 指導技術研究会(録音) | 1 | 録音ボランティアの養成を考える | 22 |
| 5 | 指導技術研究会(誘導) | 3 | 指導技術法および教材研究他 | 29 |
| 6 | 点訳・録音ボランティア合同勉強会 | 1 | ボランティアのための視覚障害者用福祉機器の紹介 | 34 |
| 7 | 拡大写本ボランティア勉強会 | 1 | ロービジョンの利用文字判定キッドの利用方法 | 49 |
| 8 | 指導者勉強会 | 8 | 点訳・録音・誘導の指導ポイント | 74 |
| 9 | 録音技術認定者勉強会 | 8 | 活動経験別ブラッシュアップ・モニターについて | 128 |
| 10 | 蔵書点訳技術者勉強会 | 1 | 点訳実技指導 | 34 |
| 11 | ボランティアリーダー勉強会 | 1 | 災害時要援護者の避難生活と支援について | 44 |
| 12 | 作業ボランティア実習 | 6 | 録音雑誌の発送、返却作業等の実習 | 41 |
| 計 | | 40 | 計 | 1155 |

4. 地域ボランティア活動への支援

(1)ボランティアの地域拠点構築への支援

現在、県内の視覚障害援助ボランティアグループは114団体あります。ライトセンターでは、このすべてのボランティアグループと連携・協力しながら視覚障害者支援を行っています。

それぞれのボランティアグループが、地域ごとに拠点をつくり、拠点リーダーを養成、地域のボランティアがライトセンターと連携しつつ、独自に活動できるよう協力します。

その一つとして、地域で行っているボランティア養成講座について、講師派遣等を行い、地域に根差した活動を展開することができるボランティア養成に協力しています。

【平成25年度実施 ボランティア団体等への指導育成】

| No. | 奉仕団名 | 内 容 | 回数 |
|-----|--|---------------------------|----|
| 1 | 秦野市社会福祉協議会 | 視覚障害者の状況・点訳ボランティアに期待すること | 1 |
| 2 | 綾瀬市録音赤十字奉仕団 | 利用者の立場から音声訳について | 1 |
| 3 | 秦野市社会福祉協議会 | 視覚障害者の状況 | 1 |
| 4 | 相模原誘導グループ ささの会 | 視覚障害者の状況 | 1 |
| 5 | 綾瀬市社会福祉協議会 | 誘導法 | 4 |
| 6 | 茅ヶ崎誘導グループ 草笛 | 視覚障害者への接し方・ボランティアとは | 1 |
| 7 | 朗読・録音グループみどり | 音声訳表現技術「聞き取りやすい読みについて(中級) | 1 |
| 8 | 相模原市誘導奉仕会 | 誘導法 | 1 |
| 9 | 青葉区社会福祉協議会 | 点字の基礎 | 8 |
| 10 | 秦野市拡大写本赤十字奉仕団 | ロービジョンについて、シミュレーションゴーグル体験 | 1 |
| 11 | 平塚音訳赤十字奉仕団 | 新人のための音訳 | 6 |
| 12 | 港南音訳ボランティアいとでんわ | 音訳ボランティア入門研修会 | 9 |
| 13 | 秦野市社会福祉協議会 | 視覚障害者の状況・音声訳ボランティアに期待すること | 1 |
| 14 | 大和市録音奉仕会 | プライベートサービスと対面朗読の技術 | 1 |
| 15 | 保土ヶ谷区社会福祉協議会 | 聞きやすい録音図書について | 1 |
| 16 | 厚木市録音赤十字奉仕団 | 視覚障害者の状況 | 1 |
| 17 | 伊勢原市拡大写本赤十字奉仕団 | ロービジョンについて・シミュレーションゴーグル体験 | 1 |
| 18 | 秦野市拡大写本赤十字奉仕団 | 視覚障害者への接し方 | 1 |
| 19 | 愛川町録音ボランティアグループ「かえでの会」 | 視覚障害者への接し方・誘導の基本 | 1 |
| 20 | 音訳の会葉山やまばと | 音訳とは・リスナーの求める図書とは | 1 |
| 21 | 伊勢原市身体障害者福祉協会視力部 伊勢原市点訳赤十字奉仕団 伊勢原市録音赤十字奉仕団 伊勢原市拡大写本赤十字奉仕団 | 視覚障害者の減災について | 1 |
| 22 | 保土ヶ谷区社会福祉協議会 | 視覚障害者への接し方 | 1 |
| 23 | 保土ヶ谷区点字サークル「虹」 保土ヶ谷区録音グループ「はし」 | 点訳・録音のための処理技術の具体例 | 1 |
| 24 | 中区社会福祉協議会 | 音声訳基礎技術 | 3 |
| 25 | 保土ヶ谷録音グループ「はし」 | 音声訳について(中級レベル) | 2 |
| 26 | 神奈川DAISY研究会 | 聞き取りやすい図書と聞き取りにくい図書・編集技術 | 1 |
| 27 | 神奈川DAISY研究会 | パソコンの読み上げソフトの使い方 | 1 |
| 28 | 藤沢市総合市民図書館 | 点訳技術の向上について | 1 |
| 29 | 川崎授産学園 | 視覚障害者への接し方・誘導法 | 1 |
| | | | 55 |

(2)地域のボランティア主催イベントへの支援

地域のボランティアが各地域でレクリエーション・スポーツ等のイベントや交流会を独自に行えるよう様々な支援を行っており、今後も継続して行います。

【具体的な支援内容】

【綾瀬市録音赤十字奉仕団】「視覚障害者との交流会」
・体操教室・ステイックボール体験へ職員を派遣

【小田原録音奉仕会】「視覚障害者との交流会」
・音声ガイド付き映画体験会開催のため職員を派遣

【厚木市録音赤十字奉仕団】「視覚障害者との交流会」
・レクリエーション担当として職員を派遣

(3)ボランティアとのネットワークの強化

ライトセンターが中心となり、地域のボランティアと定期的な会合の場を持ち、活動に関する情報共有を行います。

より良いボランティア活動が行えるよう、全国の状況、利用者のニーズ等の情報をボランティアグループに提供します。

地域で活躍するボランティアグループへの支援を今後も継続して行います。

【ボランティアグループへの支援】

| 支援内容 | 場所 |
|--|-----------------|
| ①ライトセンターだよりの送付 | — |
| ②メールによるタイムリーな視覚障害関連情報の提供 | — |
| ③指導者養成講座の開催 | ライトセンター |
| ④各種勉強会の開催 | ライトセンター、地域 |
| ⑤誘導法講座の開催 | 地域 |
| ⑥各種講座の講師紹介 | 地域 |
| ⑦勉強会への講師派遣(職員、指導ボランティア) | 地域 |
| ⑧福祉教室の開催 | 地域 |
| ⑨プレクストーク講習会の開催 | ライトセンター、地域 |
| ⑩音声解説付DVD映画体験会の開催 | 地域 |
| ⑪講座資料の提供 | — |
| ⑫移動ライトセンターの開催 (地域相談会、視覚障害者用日常生活用具の斡旋) | 地域 |
| ⑬レク・スポーツ教室の開催 | 地域 |
| ⑭視覚障害者用スポーツ器具の貸出 | — |
| ⑮プレクストークPTN1の貸出 | — |
| ⑯視覚障害者用日常生活用具の貸出 | — |
| ⑰教材、資材等の提供 | — |
| ⑱グループ運営相談への対応 | ライトセンター |
| ⑲IT機器の紹介および説明 | 【新規】 ライトセンター・地域 |

5. 神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団と一緒にとなった事業展開

神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団(以下、視援奉といふ。)は、当社神奈川県支部が運営し、ライトセンター内に事務局を置いて活動しているボランティアグループです。

昭和40年の神奈川県点字図書館開館、昭和49年のライトセンター開所を経て、今まで50年以上にわたり県支部と共に視覚障害者福祉事業を推進してきました。

視援奉で、点訳、録音、点訳図書校正ボランティア活動を行う際には、高いボランティアレベルを維持するため、右記のような登録ステップにより、ボランティア人材を確保しています。

特に、ライトセンターにおいては、「見えないこと、見えにくいことを援助する」という意識のもと、当社職員がボランティアを養成し、視援奉がライトセンターの実活動を担う形で、以下の事業を支えてきました。活動は、「点訳」「録音」「レクリエーション」「誘導」「拡大写本」「在宅者援助」の6部会のほか、「災害対策」「スポーツ介助」「パソコンサポート」「幼児教材製作」「デジタル録音編集」のグループなどに分かれ、775名が分担して行っています。

また、視援奉以外にも、赤十字の視覚障害関係ボランティアグループ(赤十字奉仕団)は県内に19団体あり、いずれも赤十字が活動助成を行い、地域でさまざまな活動を行っています。このように、ライトセンターは赤十字の理念を共有している赤十字奉仕団の活動を支援し、視覚障害者の福祉の向上に努力しています。

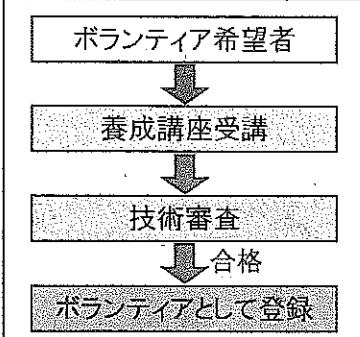
※別紙2:県内視覚障害援助赤十字奉仕団への支援内容および活動内容一覧参照

当社は、今後も視援奉と一緒にとなって視覚障害者福祉事業をさらに推進してまいります。

【神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団と一緒になり行う事業】

| 事 業 | 内 容 |
|-------------|---|
| ①情報提供事業 | 点字図書・録音図書の製作 録音刊行物の製作・発送返却作業 個別サービス(点訳・音訳、対面音訳) 拡大図書の製作 |
| ②指導訓練事業 | 視覚障害者への点字指導、パソコン指導 調理等日常生活指導および各種技術講習会、教養講座の介助、 視覚障害児の教材作成 |
| ③スポーツ振興事業 | スポーツ教室介助(水泳教室、レクリエーション教室) スポーツ競技会介助(水泳記録会、サウンドテーブル テニス大会、フロアバレーボール大会)、スポーツ教室の開催援助 |
| ④ボランティア育成事業 | ボランティア養成講座指導講師 (点訳・録音・レクリエーション・誘導・拡大写本・在宅者援助等) ボランティア研修等指導講師 |
| ⑤普及啓発事業 | 視覚障害者福祉教室指導講師 (誘導・点字体験学習指導) 点字教室指導 スキー、カヌー、ワンデーハイキング、餅つき等の交歓行事 |
| ⑥その他 | 誘導活動 在宅者援助活動 |

【点訳、録音、点訳図書校正 ボランティアの登録ステップ】



I サービスの向上について

3 利用促進のための取組、利用者への対応について

(3)利用者サービスの取組

エ スポーツ活動の振興に対する取組状況

視覚障害者スポーツのさきがけ施設として下記のような取り組みを行って、視覚障害者に対するスポーツ活動の振興を図ります。

1. 視覚障害者スポーツの拠点施設としての機能の発揮

- (1)スポーツ教室の実施などを通じて、スポーツを行うきっかけづくりを行います。
- (2)競技会やクラブ活動などスポーツを習慣化できるよう取組を行います。
- (3)スポーツ施設利用対象者を視覚による認識に障害がある全ての方々に拡大します。
- (4)参加者の安全確保のために万全のサポート体制の充実を図ります。

2. 地域でのスポーツ活動への支援

視覚障害者が地元でスポーツを楽しめるよう、地域のスポーツ施設に働きかけます。

3. 視覚障害者団体等の活動への支援

スポーツ大会の会場提供や運営協力を行って積極的に支援します。

4. 2020東京パラリンピック開催にあわせた事業開催

パラリンピック種目の体験会や教室の開催、一部競技団体への競技練習会場の提供等、パラリンピック開催のムーブメントを活用し、施設利用促進、施設認知度向上に積極的に取り組みます。

1. 視覚障害者スポーツの拠点施設としての機能の発揮

スポーツおよびレクリエーション活動の機会を提供することで、視覚障害者の健康および体力の維持・増進、豊かな生活の実現(QOLの向上)を支援します。特に、中途視覚障害者がスポーツを通して将来に向けて生きる力を取り戻し、自立に向けての第一歩を踏み出すきっかけとなるような運営を目指し、視覚障害者スポーツ拠点としての役割を果たしていきます。

ライトセンターのスポーツ施設は視覚障害者用に特別に配慮された設備が整えられていますが、一人で視覚障害者がいつ来所しても安全・安心に利用できるよう、施設の維持管理を徹底すると共にサポート体制を整えています。

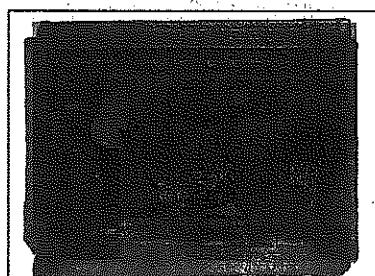
また、視覚障害者スポーツの先進県として、ニーズに応じたさまざまなスポーツやレクリエーションを継続して楽しむことができるよう事業を開展します。

(1)スポーツを行うきっかけづくり

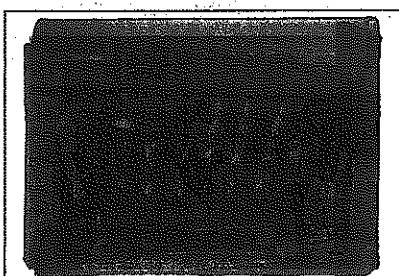
①多彩なスポーツ教室の定期的な実施

下記のとおり様々なスポーツ教室等を定期的に実施し、利用者のニーズに応えます。

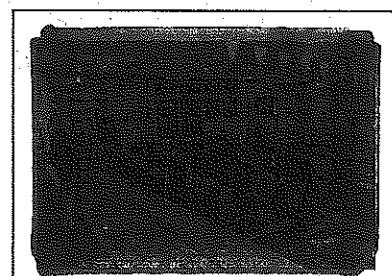
| 種類 | 対象・内容など | 実施時期・回数など |
|---------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------|
| 水泳教室 | 高校生以上の初級者、中級者対象 | 月2回程度 |
| シンクロナイズスイミング教室 | 初心者対象 | 年2回 |
| 忍者EX | 忍者の動きを取り入れた軽運動 | 月2回程度 |
| 水中運動教室 (アクアビクス教室) (アクアエクササイズ教室) | 水中を歩いたりジャンプするなど全身を使った有酸素運動 | 月6回程度 別に夏季教室を実施 |
| スイム・ワンポイント・レッスン | 水泳で各自が希望するポイントを指導 | 月1回程度 |
| 小中学生対象水泳教室 | 中学生以下の障害児を対象とした教室 | 月1回程度 別に夏季、春季短期集中教室を実施 |
| リズムダンス教室 | 高齢者にも優しいスローダンス教室 | 月1回程度 |
| 初めてのクライミング教室 | 体育館に設置したクライミングウォールを使用し、初心者対象とした教室 | 年3回程度 |
| 肩こり腰痛ケア体操教室 | 高齢者にも優しい健康体操教室 | 月1回程度 |
| わくわくキッズクライミング教室 | 専門講師による障害児に特化したクライミング指導の実施 | 月1回程度 |
| 健康スポーツ教室 「スティックボール」 | 鈴入りのバレーボールをゲートボールステイックで打つ競技 | 年1~2回 |



【スティックボール】



【ブラインドサッカー】



【水泳教室】

②新たなスポーツの紹介

東京パラリンピック開催に向けて、その競技種目である下記スポーツ等を随時紹介します。

| 種類 | 対象・内容など | 実施時期・回数など |
|-------------|----------------------------|-----------|
| ゴールボール体験教室 | パラリンピックに採用されている対戦型のスポーツの紹介 | 年1回程度 |
| ブラインドサッカー教室 | 視覚障害者による5人制のサッカーの紹介 | 年1回程度 |

上記以外にも他地域で視覚障害者のスポーツとして取組んでいる情報を常に収集しながら積極的にライトセンターにも取り入れ、スポーツ振興を図ります。

3 利用促進のための取組、利用者への対応について

(3)利用者サービスの取組

③救急、救命講習会の開催

当社の「命を守る」という使命・知識を生かして、専門的な講師による講座を各々年1回実施します。

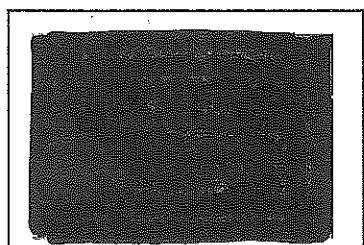
| テーマ | 内容 |
|----------|-----------------------------|
| 救急法講習 | 日常生活における救命手当てと応急手当てを学びます |
| 水上安全法講習 | 水の事故の防止や救助法を学びます |
| 着衣泳 | 衣服を着た状態で水に浮いて助かる技術を学びます |
| 健康生活支援講習 | 高齢期を健やかに生きるための知識や介護の技術を学びます |
| 幼児安全法 | 乳幼児の事故防止や疾病の予防並びに応急手当を学びます |

(2)スポーツを習慣とする取組

①競技会の実施

日ごろの練習の成果を発揮する場として、また、参加者のスポーツ意欲を喚起すると共に参加者同士の交流を図るために、下記のとおりさまざまなスポーツ競技会を実施します。

| 種類 | 実施時期・回数など |
|-----------------|-----------|
| サウンドテーブルテニス大会 | 年1回 |
| フロアバレーボール大会(共催) | 年3回 |



【サウンドテーブルテニス大会】

②クラブ活動への支援

視覚障害者と晴眼者の交歓活動として現在、文科系、スポーツ系あわせて27のクラブで690名の参加のもとクラブ活動が行われています。当社では、会場の提供をはじめ、スムーズな運営への協力など、さまざまな支援を行っています。また、スポーツ系クラブについては上記の競技会、文化系クラブについてはライトセンターフェスティバルや音楽祭を発表の場としています。

【スポーツ系クラブ一覧】

| クラブ名 | 人数 | 活動回数 |
|------------|-----|------|
| 球技 | 31 | 月2回 |
| 水泳 | 14 | 月2回 |
| 競泳 | 5 | 月2回 |
| 社交ダンス | 38 | 月2回 |
| 自彌術 | 25 | 月2回 |
| スキー | 108 | 月1回 |
| サウンドテニス | 21 | 月1回 |
| 保健気功体操 | 44 | 月2回 |
| スルーネットピンポン | 20 | 月2回 |
| フォークダンス | 12 | 月1回 |

| クラブ名 | 人数 | 活動回数 |
|-------------|-----|------|
| サウンドテーブルテニス | 46 | 月2回 |
| フリークライミング | 10 | 月2回 |
| ヨガ | 12 | 月1回 |
| ゴット | 22 | 月2回 |
| ソフトエアロビクス | 19 | 月2回 |
| ゴルフ | 23 | 月6回 |
| マラソン | 43 | 月2回 |
| ユニバーサルテニス | 6 | 月2回 |
| 悟空(フロアバレー) | 9 | 月1回 |
| 計 | 508 | |

(3)スポーツ施設利用対象者の拡大

スポーツ施設利用対象者の範囲を、視覚障害者だけでなく、視覚による認識に障害がある全ての方々にまで拡大し、利用者の利便性を拡大すると共に、一人でも多くの利用者の開拓にもつなげます。

(4)参加者の安全確保のためのサポート体制

視覚障害者のスポーツ活動には、介助者の存在が欠かせないため、障害者スポーツ指導員等の専門資格を持つ職員を配置します。また、視覚障害者の養成講座を修了した多数のスポーツ介助ボランティアが、個人利用はもとより、各種教室、競技会等の参加者に対してマンツーマンでサポートを行うなど、万全のバックアップ体制を整えています。

また、緊急事態に備えて、「事故発生時の対応マニュアル」や「プール監視マニュアル」の作成をはじめ、全職員並びにボランティアを対象に講習会を開き、救命・応急手当を習得させています。特にスポーツ係員には、遊泳中の溺水者への適切な対応ができるよう水上安全法講習を受講させます。

今後は、介助レベルのさらなる向上を図るために、障害者スポーツの振興に特化した団体(神奈川県フロアバレーボール協会、神奈川県視覚障害者球技審判協会等)が主催する行事や研修会に参加しネットワーク作りを行うと共に、視覚障害に理解のあるスポーツ指導者を講師に招き、介助法や障害者スポーツの研究を行っていきます。また、ひやりハット制度を導入し、より高い安心、安全が確保できるよう努めます。

施設のハード面においても、保守点検や衛生管理に努めるのはもちろんのこと、視覚障害者がスポーツ棟内を安全に歩行できるように、また、目的とするスポーツ施設に確実に到達できるように、視覚障害者の歩行特性に精通した歩行訓練士が中心となり、音声案内等の工夫や移動にあたっての印付け、衝突の恐れのある危険箇所に衝撃吸収材を設置するなど、安全管理および事故防止に万全を期しています。

2. 地域でのスポーツ活動への支援

地域活動支援の項目に記載のとおり、視覚障害者が地元のスポーツ施設を利用できるように、施設側に働きかけます。また、視覚障害者受け入れについての疑問や不安を低減するために、当社スタッフを派遣し対応にあたるなどの取り組みを行います。また、サウンドテーブルテニス等、視覚障害者スポーツを紹介する機会も創出します。

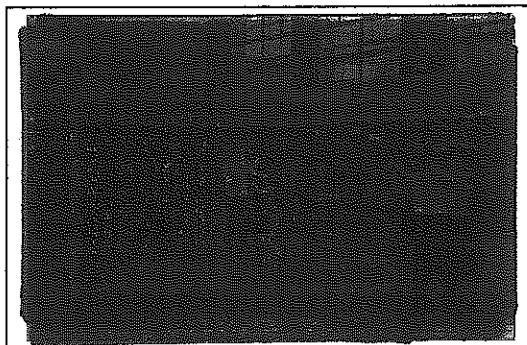
一方、アンケート結果から受け入れは可能であるが、利用者がいないという施設からの回答もあったことから、施設側だけでなく、利用者側にも利用できる施設についての情報提供を行います。

なお、これら地域でのスポーツ支援事業は、重要項目と位置づけ、積極的かつ具体的な支援や広報が行えるよう、総務、相談支援、スポーツそれぞれの担当職員によるプロジェクトチームとして対応します。

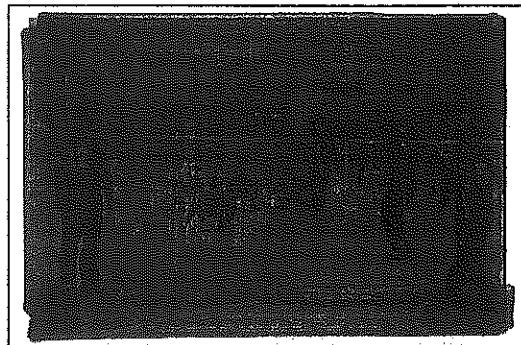
3. 視覚障害者団体等の活動への支援

下記のとおり、視覚障害者団体等が行うスポーツ大会の会場提供や運営協力などを行って、視覚障害者スポーツが益々活発に行われるよう積極的に支援すると共に、視覚障害者スポーツの拠点としての役割を果たします。

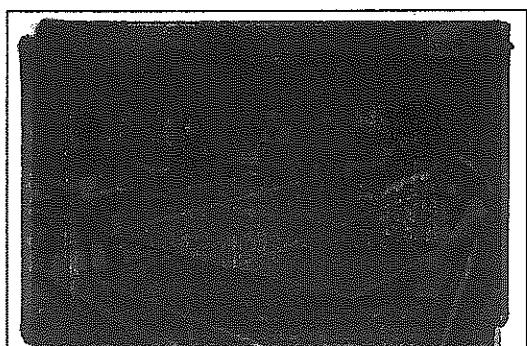
| 団体名(主催者) | 大会名 |
|-----------------|---------------------------------|
| 公益社団法人 日本ダンス議会 | 全日本ブラインドダンス選手権大会(共催) |
| 相模原市視力障害者協会 | けやき大会 サウンドテーブルテニス大会(後援) |
| 神奈川県フロアバレーボール協会 | 神奈川県フロアバレーボール大会・レディース＆シニア大会(共催) |
| 日本フロアバレーボール連盟 | JFVAクラブ日本一決定戦(共催) |



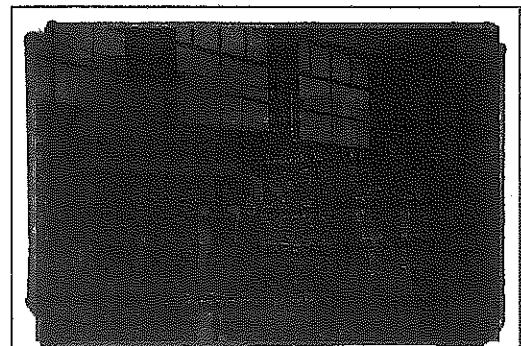
【社交ダンスクラブ】



【フロアバレーボール】



【サウンドテーブルテニス】



【フラダンス】

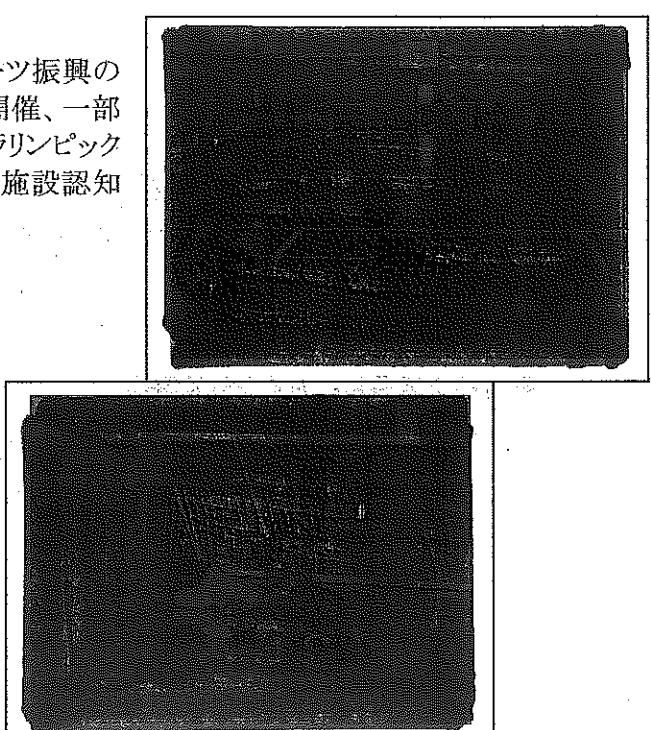
4. 2020東京パラリンピック開催にあわせた事業開催

【パラリンピック開催のムーブメントの活用】

東京パラリンピック開催を視覚障害者スポーツ振興の好機として捉え、出場選手とふれあうイベント開催、一部競技団体選への競技練習会場の提供等、パラリンピック開催のムーブメントを活用し、施設利用促進、施設認知度向上に積極的に取り組みます。



【ブラインドサッカー】



【ゴールボール】

I サービスの向上について

3 利用促進のための取組、利用者への対応について

(3)利用者サービスの取組

オ 施設管理及び視覚障害者福祉に関する新たな発想に基づく事業提案の状況

利用者の利便性や災害時の支援などについて、以下のような提案をします。

1. 大規模災害時の視覚障害者支援

地域の災害ボランティア等へ、避難所での活動ノウハウを広めると共に
災害時の視覚障害者支援のための啓発活動を行います。

2. 利用者交流ひろばの開催

気軽に利用者同士が話のできる環境をつくり、利用者の憩いの場を提供します。

3. 音声解説付きDVD映画体験会「ライトシネマ」の開催

視覚障害者が楽しむための「ライトシネマ」を開催します。

1. 大規模災害時の視覚障害者支援

避難所の設置は市が行うことから、万一大災害が発生したことを想定して、県や市と協議を行います。

地域の災害ボランティアやボランティア団体が、避難所において被災者となった視覚障害者も視野に入れた活動ができるよう、活動のノウハウを広めると共に、大規模災害発生時には、視覚障害者の対応に関するノウハウを持つ人材を、ボランティアセンター等へ派遣します。

支援方法を広めるために、災害発生時に地域で活動する災害ボランティアに対して研修を実施するほか、県内の各市区町村の関係者に対して、災害時に視覚障害者に対して支援いただくための理解について普及啓発活動を実施します。

【大規模災害時に備えた視覚障害者支援】

1 防災ボランティアリーダー・地区リーダーに対する研修

地域で災害発生時に活動する防災ボランティアに対し、災害発生前から災害発生時における視覚障害者等に対する支援方法について学ぶ機会として研修を行います。

2 県内各市区長村に対する普及啓発

県内各市区町村の福祉関係者が集まる会議等を活用して、視覚障害者の支援をお願いするためのポイント等に関する啓発活動を行います。

2. 利用者交流ひろばの開催

利用者が、教室やイベント参加だけでなく、もっと気軽に利用者同士の交流を楽しむことができるよう、利用者交流ひろばを開催します。

これは、地域のデイケアなどに行っても、少数の視覚障害者だけでは楽しめないという声を聞く機会があり、同じ境遇にある者同士が知り合い、話しをするきっかけづくりとして行うものです。予約なしでお茶などを飲みながら気軽に利用者同士が話のできる環境をつくり、利用者の憩いの場を提供します。

3. 音声解説付きDVD映画体験会「ライトシネマ」の開催

視覚障害者が楽しむための音声解説付きDVD映画の体験会「ライトシネマ」を開催します。ライトシネマを楽しみにしてくださっている利用者のために、2ヶ月に1回、定期的に継続します。

また、音声解説付きDVD映画は、パソコンや専用のソフトウェアの操作が必要であることから、視覚障害者が個人で映画を楽しむことができる新たな方法の「シネマデイジー」の紹介も行います。

【体験会での上映作品例】

| | |
|-----------------|-----------------|
| 「幸福の黄色いハンカチ」 | 「ラヂオの時間」 |
| 「ティファニーで朝食を」 | 「最強のふたり」 |
| 「獵奇的な彼女」 | 「ザ・マジックアワー」 |
| 「沈まぬ太陽」 | 「Shall We ダンス？」 |
| 「千と千尋の神隠し」 | 「E・T」 |
| 「リトル・ミス・サンシャイン」 | 「崖の上のポニョ」 |

I サービスの向上について

3 利用促進のための取組、利用者への対応について (4)自主事業の実施

1. 利用者の対象範囲拡大

(1)図書館の利用対象者の拡大

ライセンターの図書館業務は身体障害者福祉法第34条に基づき、業務の仕様により利用対象者は視覚障害者と定められています。

一方、著作権法上は「識字に障害がある方々」(ディスレクシア)も録音図書などの貸出は可能となっています。このことから「人道」を掲げる当社として、識字に障害がある方々に対しても、必要な図書を窓口貸出、郵送による貸出を行います。(郵送による場合は法律により送料は自己負担となります。)

さらに、視覚障害者情報総合ネットワークシステム「サピエ」の利用も可能であることから、登録の窓口も行います。

(2)スポーツ施設利用対象者の拡大

図書館業務と同様、スポーツ施設の利用対象者も視覚障害者と定められていますが、緑内障、白内障、黄斑変性症などにより自覚症状がある「視覚による認識に障害がある方」まで拡大します。

これは、視覚による認識に障害がある方の障害の程度がさらに進む場合を考え、今後や将来への不安、日常生活の不自由の軽減、また、円滑な支援にも有用であると考えます。

I サービスの向上について

4 事故防止等安全管理について

(1)日常の安全管理

1. 利用者の怪我等の事故防止策

ライトセンターは、視覚障害者が利用される施設のため、特に日常の事故防止策・安全確保策を徹底することが重要だと考えます。当社は、「神奈川県ライトセンター施設安全管理委員会」(別添8)を設置し、「神奈川県ライトセンター安全マニュアル」(別添1)により、全ての利用者に施設を安心してご利用いただけるように下記の取り組みを行います。

①施設内および外回りの巡回の実施

施設や設備の不具合による事故などを防止するために、毎日の始業前・終業後と日中に施設内および駐車場など外回りを巡回し、安全管理に努めます。

その際、設備のチェック漏れが生じないように、「日常チェックシート」を作成の上、それに基づいた点検を行います。

②視覚に頼らない安全確保策の推進

床面の点字ブロックや手すりの点字表示だけではなく、階段の入り口や動線が交錯するスポーツ受付などでは、音楽、音、センサーによる音声装置を設置し注意喚起を合わせて行います。

③ひやり・ハット・気づきの報告および対応

事故を防ぐためには、事故の芽ができるだけ早く摘み取ることが重要となります。このことから、職員だけではなく、ボランティアと共にこの意識を共有し、「ひやり・ハット・気付きの報告」を徹底し事故を未然に防ぎます。また、施設安全管理委員会が中心となり、職員等研修会も実施します。

④利用状況に配慮し徹底した事故防止策

ライトセンターには、講習室、ボランティア室、キッズルームなどがあります。本館棟と、障害者が利用するプールやトレーニングルームなどの体育館棟もあり、事故発生の危険性は高くなります。このことから、「神奈川県ライトセンタースポーツ施設管理マニュアル」(別添4)や「プール監視マニュアル」(別添5)を別に定め、細心の注意を払い事故発生を防ぎます。

| 場所 | 特に配慮する事柄 |
|-----------|--|
| プール | プールでの事故防止のため、常時2名で対応し、監視は25分ごとに交代して行います。また、利用人数が多い場合は3名以上の体制とし、「大丈夫だろうではなく、危ないかもしれない監視」を実施します。また、利用者の障害状況や利用用途に合わせたコース決めなど配慮します。 |
| トレーニングルーム | トレーニングマシンは、日に3回動作確認および安全確認を行います。 |
| 階段 | 転落防止のために、「音や音楽」による案内装置を設置し、動作確認を一日2回実施します。 |

2. 防犯・防災に向けた取組

ライトセンターは、誰もが自由に入り出しができる公共施設であることから、警察署・消防署・自治会等との協力および連携を強化して、日ごろから情報共有を密にし、防犯・防災への備えを行います。

また、前述した施設内巡回や館内点検を徹底することで、防犯意識の強い体制を構築すると共に、休館日や夜間は機械警備を導入し、24時間365日の警備体制を徹底します。

3. 安全対策を補完するための保険の加入

ライトセンターは不特定多数の利用者が活動する場であり、事故や急病等の不測の事態においても、指定管理者としての責務を果たし、利用者の信用を担保することが重要です。

そこで、当社が運営する社会福祉施設のスケールメリットを生かし、次の社会福祉事業者総合施設賠償責任保険に加入し、安全対策を補完します。

なお、訪問指導など出先での事故も保険の対象となります。

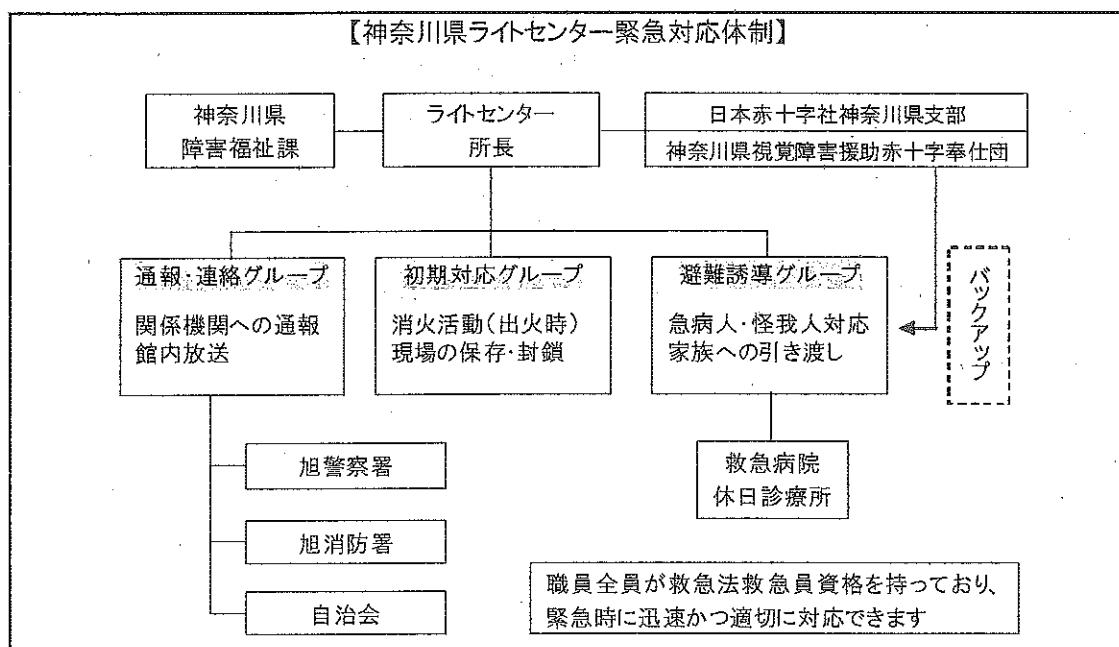
| | | |
|----------------|--------------------------------|------------------------|
| 対人 (1事故) | 300,000,000円 2,000,000,000円 | その他、対人見舞い費用、 事故対応費用 |
| 対物 | 20,000,000円 | |
| 管理財物 (うち現金) | 3,000,000円 300,000円 | |
| 人格権侵害 | 300,000,000円 | |
| 経済的損害 | 1,000,000円 | |

I サービスの向上について

4 事故防止等安全管理について

(2)緊急時の対応

万一事故や災害が発生した際は、下記の緊急対応体制で迅速かつ的確に対処します。



1. 事故発生時の対応

①日頃の備え

事故発生時に迅速に行動できるよう、「神奈川県ライトセンター事故発生時対応マニュアル」(別添9)を整備し、内部対応体制や対応上の注意、救急病院並びに関係機関への連絡、事後処理等について取り決めています。年に2回、マニュアルに基づく訓練を行い、事故発生時に確実に行動できるように備えます。また、けが人・急病人に対して適切な応急措置が行えるよう、担架、毛布、包帯、消毒液などの応急手当用品を常備しています。

なお、職員は全員、赤十字の救急法技術を習得しています。また、地震など災害時にも適切な対応ができるよう救護訓練にも参加しています。

②現場対応

事故発生時は、「神奈川県ライトセンター事故発生時の対応フローチャート」(別添10)により職員が直ちに現場に急行し、アクションカード(別添11)用いて負傷者等の保護、応急手当、救急車の要請、病院への搬送等を行います。

事故発生場所は一時閉鎖(使用中止)を行うと共に現場の状況を観察し、目撃者等から事故概況をヒアリングし、「急病・けが人・事故対処票」に記録します。

③連絡・報告

「神奈川県ライトセンター事故発生時の緊急連絡体制および県への連絡・報告に係る判断基準」(別添12)により、直ちに関係職員および県に連絡・報告をします。

④再発防止

施設安全管理委員会を招集し、事故の原因や再発防止策を検討・実施すると共に、緊急対応の適正さについての検証も行います。一連のことは事例として記録し、データ化して、全職員が共有すると共に、日常業務やマニュアル等に反映させます。

2. 災害発生時の対応

①日頃の備え

災害発生時に迅速に行動できるよう、消防計画を定めると共に「自衛消防隊」を組織し、緊急時体制を整備しています。年2回、地元消防署の協力を得て、視覚障害者、ボランティアも参加して防災訓練を実施し、消火、避難誘導、連絡通報、警報機器操作、炊き出し等を行います。さらに、年1回、県支部をはじめ病院、血液センターと合同の非常招集訓練を実施し、非常に備えます。

なお、休館日や夜間での発生に備え、緊急連絡網を作成し、全職員に携帯させます。

【防災訓練(H25年度実績)】

| 訓練名 | 内容 |
|-----------------|--------------------------------|
| 防災訓練・救助訓練 | 防災避難訓練およびプール事故の対応訓練 |
| 日本赤十字社・支部災害救護訓練 | 被災地支部災害救護実施対策本部支援訓練 |
| スポーツ係・救助訓練 | 基礎、溺者・水没者救助、心肺蘇生、傷病者、他災害時の対応訓練 |

②現場対応

大規模災害発生時は「ライトセンター防災計画」(別添2)並びに「神奈川県ライトセンター災害対応マニュアル」(別添3)により災害発生時には、所長をトップとする災害対策本部を設置します。同時に、すべての情報を集約する担当者を配置し、情報の一本化を図ると共に県およびマスコミ対応の窓口とします。来所者のパニックを防止するため、館内放送で正確な情報を提供すると共に、各階に職員を配置して迅速な避難誘導を行います。また、負傷者等の保護、応急手当、救急車の要請、病院への搬送、関係機関への連絡など、事故発生時と同様の対応をとります。火災が発生した場合は速やかに初期消火にあたります。

なお、休業日にあたる職員についても、緊急招集します。

③事後措置

施設・設備の被害状況を、早急に把握して県に報告するほか、できる限りすみやかに、応急措置・復旧措置を講じます。また、緊急対応が適切であったかどうかの検証も行い、マニュアル等へ反映させます。

④非常用物品の常備

地震等の災害でライトセンター内に利用者が一時避難せざるを得なくなったことを想定し、100人が5日間過ごせるよう、下記の非常用物品を当社で備蓄しています。

【非常用物品等一覧】

| 品名 | 数量 | 備考 |
|--------------|------|------------|
| 衛星携帯電話 | 1台 | ワイドスター |
| 業務用無線機 | 3台 | 10w1台、1w3台 |
| 毛布 | 100枚 | |
| 簡易トイレ | 20個 | |
| キャンプセット(お皿等) | 1箱 | |
| テーブル | 18台 | 折りたたみ |

| | | |
|-----------------|-------|--------------------|
| 椅子 | 7脚 | 折りたたみ |
| ベンチチェアー | 14脚 | 2人掛け |
| リヤカー | 1台 | |
| イージーアップテント | 1張り | 横幕付き |
| パイプテント | 1張り | 骨3袋、屋根横幕1袋 |
| 発電機 | 2台 | |
| 簡易お釜セット | 2台 | |
| 非常食 ご飯 | 760食 | 白飯、五目ご飯、山菜おこわ等 |
| 非常食(クラッカー、シチュー) | 1200食 | クラッカー、シチュー、カレー、豚丼等 |
| 保存水 | 470本 | 1.5L |
| 浄水器 | 1台 | |
| 非常用トイレ(ラップ式) | 1台 | ラップ式簡易トイレ |
| 無線機用アンテナ | 1式 | 業務用無線アンテナポール |
| 担架 | 4台 | 二つ折り担架 |
| レスキューキャリーマット | 2セット | 階段を下すための担架 |
| ターポリン担架 | 2枚 | ターポリン製折り畳み担架 |
| ディスポストレッチャー | 20枚 | 折りたたみ担架 |

⑤防災計画ならびにBCP(事業継続計画)に基づいた事故・災害時の行動計画

当社は、災害発生時に迅速かつ的確な対応が可能となるよう、「神奈川県ライトセンター防災計画」(再掲)を策定するとともに、「神奈川県ライトセンター防災マニュアル」(再掲)の改訂も実施し、有事への備えに努めます。

また、「災害発生時の事業継続計画(Business Continuity Planning :BCP)」(別添13)の観点から①予防対応、②緊急対応、③業務再開、④業務回復、⑤全面回復の各フェーズに対応した行動計画に基づき、職員等に教育、訓練を徹底します。

そうすることで、万一災害が発生しライトセンターが被災したとしても、いち早く業務の全面回復に向けて行動を開始し、サービス利用者のご不便を最小限にとどめるための対応を実施します。

| | 主な行動内容 |
|-------|---|
| ①予防対応 | ・平常時より防災備蓄品の保管、定期的な棚卸を確實に実施。 |
| ②緊急対応 | ・災害が発生した直後の対応と業務再開へ向けた継続性を判断。 |
| ③業務再開 | ・万一ライトセンターが被災して機能しなくなった場合は、緊急度を判断し、優先順位の高い業務から復旧にあたる。 |
| ④業務回復 | ・優先度の高い業務が再開した後、管理体制を段階的に復旧させ、優先度の低い業務の復旧にあたる。 |
| ⑤全面回復 | ・すべての対応が完了し通常業務に移行。 |

I サービスの向上について

5 地域と連携した魅力ある施設づくり

(1)周辺地域や関係団体等との連携、交流

魅力ある施設づくりのため、周辺地域や関係団体と以下のような連携、交流を行います。

1. 周辺地域との連携、交流

- (1)横浜美術館との交流により、視覚障害者が美術鑑賞を楽しめるよう協力します。
- (2)学校や企業と連携し、ボランティア体験の場を提供します。

2. 関係団体との連携、交流

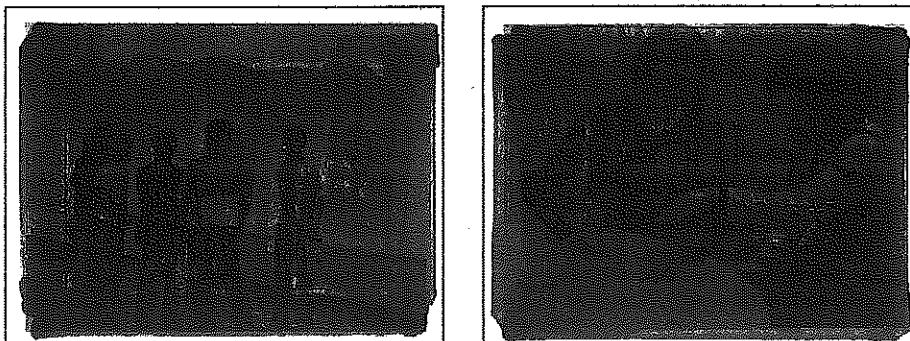
- (1)当事者団体と連携・協働し、視覚障害者のためのさまざまな事業を実施します。
- (2)神奈川県視覚障害者生活技術研究協議会加盟団体と連携し、情報共有により利用者の利便性に沿った支援ができる体制を構築します。
- (3)障害者スポーツ文化センター横浜ラポールとお互いに学びあう機会を増やし、より良い施設となるようさらに交流を深めます。

1. 周辺地域との連携、交流

(1)横浜美術館との交流

横浜美術館および関係団体主催の、「誰にでも開かれた美術館」を目指す取り組みとして開催されている「対話型の鑑賞会」の協力として、平成22年から、美術館職員や市民ボランティアを対象とした「パリアフリー研修」の実施などを行っています。また、平成26年2月には、教養講座「横浜美術館へ行ってみませんか?」の開催が実現しました。これは、視覚障害者と晴眼者で4~5人のグループをつくり、多数の展示品の中から2~3点の作品の前で静かに話をしながら鑑賞するもので、晴眼者からの説明を聞くだけでなく、感動や驚き、疑問などを率直に口に出していくうちに、作品のイメージができあがっていく点がこの鑑賞スタイルの大きな魅力です。鑑賞後には、横浜美術館のご厚意で、日本画で使用する筆や紙、絵具やパレットなどに触れたり、筆を使う体験もできました。

その他、視覚障害児向け野外指導、視援奉の研修親睦会なども行い、交流を深めています。このように、視覚障害者が美術鑑賞を楽しめるような協力を、今後も継続して行っています。



【横浜美術館 教養講座】

(2)学校や企業と連携したボランティア体験

若年層をターゲットとしたインターンシップのような位置づけの、施設内ボランティア体験の場を提供します。インターンシップを通じて、視覚障害者への理解を深める役割も担います。

2. 関係団体との連携、交流

(1)当事者団体との連携、協働

視覚障害者の思いを深く理解している当事者団体と連携・協働し、県内の視覚障害者のために同じ方向を向いて事業を実施します。

【当事者団体との連携・協働の主な内容】

- ①日常生活用具の販売(9ページ参照)
- ②当事者団体が県内で開催する研修会への参加(利用相談など)
- ③当事者団体が開催する機器展示会への参加
- ④ライトセンターの利用登録の呼びかけ
- ⑤ライトセンターが開催する教室の参加呼びかけなど

※別紙3:NPO法人 神奈川県視覚障害者福祉協会から連携・協働についての意見表明書

(2)神奈川県視覚障害者生活技術研究協議会加盟団体との連携

下記の、ライトセンターを含む15団体と「神奈川県視覚障害者生活技術研究協議会(生技研)」を組織し、事例検討会や研修会等を実施し、職員の資質向上を図っています。

今後は、より利用者ニーズに合った団体や、近隣の団体を紹介するなど、利用者の利便性に沿った支援ができるような体制を構築します。

【神奈川県視覚障害者生活技術研究協議会 加盟団体】

- ①神奈川県ライトセンター
- ②(社福)神奈川県総合リハビリテーション事業団 七沢更生ライトホーム
- ③(社福)光友会 藤沢障がい者生活支援センター
- ④川崎市視覚障害者情報文化センター
- ⑤(社福)横浜訓盲院 生活訓練センター
- ⑥(公財)日本盲導犬協会 神奈川訓練センター
- ⑦横須賀市点字図書館
- ⑧藤沢市点字図書館
- ⑨神奈川県立平塚盲学校
- ⑩横浜市立盲特別支援学校
- ⑪横浜訓盲学院
- ⑫視覚障害者支援センター ピアプレース
- ⑬NPO法人神奈川県視覚障害者福祉協会
- ⑭北里大学病院
- ⑮(社福)神奈川県社会福祉事業団 横須賀養護老人ホーム

(3)障害者スポーツ文化センター横浜ラポールとの交流

障害者スポーツ文化センター横浜ラポールと、現在、随時交流の場を持ち情報共有を行っています。今後も、ライトセンターと横浜ラポールが、相互にスポーツ施設における視覚障害者対応についての意見交換会等を行うなど、さらに交流を深め、各々がより良い施設となるような働きかけを行います。

II 管理経費の節減等について

1 適切な積算 2 節減努力等

ライトセンターの運営に際しては、公の施設の指定管理者として、無駄をなくし創意工夫に努めることで管理経費を適切に節減するとともに、質の高いサービスが安定的に提供できるよう、健全な経営を継続する社会的責務があると考えております。

そこで、長年にわたる当施設の管理運営ノウハウを活かし、創意工夫を發揮してコスト削減に取り組みつつ、職員の資質向上や業務の効率化・高度化にも積極的に取り組み、利用者から今まで以上に喜ばれる施設となるよう取り組みます。

1. 経費節減の取組

(1) 管理経費積算についての考え方

福祉サービスは、人が担う部分が大きい業務であり、人件費をいかにコントロールするかが経費節減のための大きなカギとなります。

一方で、専門性の高いサービスを提供するには、経験豊富な人材や、資格保有者など専門領域を兼ね備えた人材を確保すること、さらに常に知識や技術の向上のための人材育成に取り組み続けることが必要であり、そうした人材が安心して継続的に働く環境を整備することも重要です。

そこで、管理経費の積算については、以下の観点を重視して行います。

| | |
|--------------------------|--|
| 一人あたり人件費についての考え方 | <ul style="list-style-type: none">・経費節減を意識するあまり、いたずらに給与削減を行うのではなく、常勤職員、非常勤職員ともに、本人の能力や担当職務に見合った、適切な賃金・手当を支給します。・日ごろの研鑽やモチベーションの向上を図るために、賞与の支給や経年による給与額の増加も行います。 |
| 総額人件費についての考え方 | <ul style="list-style-type: none">・役職者の数を減らし実務担当者を増やすことで、総額人件費を削減しつつ、提供サービスを充実させます。・施設の利用実態に合わせて職員を配置することで、無駄なコストを削減します。 |
| 業務効率化による人件費の有効活用についての考え方 | <ul style="list-style-type: none">・職員の生産性の向上や業務の効率化に資する機器類は必要に応じて臨機応変に当社負担で導入します。・ワークライフバランスの向上など、職員の働きやすさにつながる取り組みは、コストバランスを考慮しながらも、積極的に実施します。 例)現在、育児部分休業を取得している職員が2名、 育児休業中の職員が1名在籍。そうした休業・部分休業を可能とするために、職員配置や出勤シフトを調整しています。 |

人件費以外のコストについての考え方

・利用者に対する事業やサービスの品質確保にかかわらないコストについては、小さな事であっても、職員の創意工夫によって積極的に削減に取り組みます。

(2) 経費節減への取組

上記の考え方に基づき、サービスの質の向上を図りながらも、経費の節減を実現するために、今までの管理運営経験を活かして、次のような取り組みを実施します(現在すでに実施しているものも含む)。

① 人員配置・業務時間活用における創意工夫

- ア) 役職者(係長2名)を減員し、課長がその業務を兼任するとともに、非常勤職員であった歩行訓練士と障害者スポーツ指導員を常勤職員として雇用することで、コストを削減しつつ、事業の充実を図ります。
- イ) 視覚に障害がある職員の業務の効率化を図るために、音声パソコンや携帯端末などを当社自費にて配備します。
- ウ) 夜間のスポーツ受付事務を事務室に統合することで、総合受付とは別に、スポーツ施設ゾーンの入口部分に設けられている受付スペースへの職員配置を削減します。
(利用者は、必ず総合受付を通過してスポーツ施設に向かうことになるため、利用者に負担をかけることはありません)
- エ) イベント実施時など、臨時に多数のスタッフが必要となる場合は、当社本部よりアルバイトスタッフ等を派遣することで、恒常に余剰人員を抱えない組織体制を構築します。
- オ) 高速点字ラインプリンタや点字用紙カッター、自動製本機、丁合機、紙折機等、業務の効率化に役立つ事務機器を当社自費で配置します。
- カ) ノー残業デーを励行することにより、ムダな残業代を削減するとともに、業務を効率的に進めるスキルの向上を図ります。

② 日常業務におけるコスト削減のための創意工夫

- ア) 所内LANや文書の電子化によるペーパーレス化の推進や、相談受付等のインターネット活用の推進により業務の効率化を図ります。
- イ) 複写用紙の両面使用の徹底や、休憩時間や空室等の照明や冷暖房の節電、職員の階段利用の奨励など、光熱費の削減に全員で取り組みます。

2. 効率的・効果的な管理運営を行うための取組

(1) 業務の標準化と専門性の向上への取組

福祉サービスは先に述べたとおり人が担う部分が大きいため、担当者の能力によって提供するサービスの質が左右されることが懸念されます。

そこで、当社では長年のライトセンターの管理運営経験を活かし、次のような業務標準化に向けた取り組みを行っています。

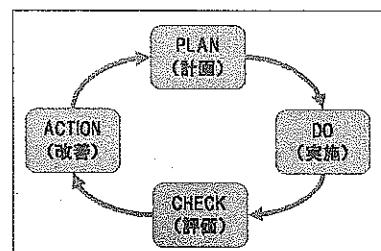
- ・専門スキルを持った職員を各事業部門の中核人材として配置し、それをサポートする形で非常勤職員を配置することで、相互補完的な人員体制を構築します。
- ・業務標準マニュアルを作成しており、全職員がそれを活用することにより、業務を効率化します(マニュアルは継続的に改善します)。
- ・利用相談対応に際して、よく相談される事例と回答例をまとめたFAQリストを作成し、それを活用することにより、利用者相談対応の標準化を図ります。

また、質の高いサービスを提供するには、継続的に職員の専門性を向上し続けることも不可欠です。そこで、障害者スポーツ指導員やサウンドテーブルテニス審判資格、音訳指導認定者など、職員の技術向上に役立つ資格の取得を応援しています。

(2) 所内会議の活性化による継続的な質の向上

質の高い利用者サービスを提供し続けるには、標準化した業務を行うだけではなく、目標を明確にし、業務遂行結果を振り返って改善に取り組む、PDCAマネジメントサイクルを適切に発揮することが重要です。

当社では、「全体方針会議」→「課題解決のための検討会議」→「担当レベルの打合せ」という3段階の仕組みで日常業務の評価改善を行い、さらなる向上に取り組んでいます。



(3) 職員の意見や提案を施設運営に反映させる仕組み

福祉事業は、担当する職員の資質や取り組み姿勢によって提供するサービスの質が大きく左右されるため、職員同士の意見交換の仕組みを整備して、いつでも質が高く統一も取れたサービスを提供することが重要です。さらに、実際に利用者と接する中で、現場を担当する職員が、さまざまなことに気付いたり、改善提案を思いついたりすることもあるため、こうした意見を施設運営に役立てることも大切です。

そこで当社では、職員だけではなくスタッフ全員の意見や提案内容を施設運営に反映させる仕組みを整備しています。

- ・気軽な打合せを行える職場環境の醸成
 - ・提案制度の採用～所内LANを通じて業務に関する意見・提案を投稿
 - ・3つの課を横断する形で、「プロジェクトチーム」※ を編成
- ※ 福祉教室プロジェクト
- ライトセンターフェスティバルプロジェクト
 - ライトセンター音楽祭プロジェクト
 - ライトセンターだよりプロジェクト
 - 地域スポーツ振興プロジェクト
 - など

III 団体の業務遂行能力について

1 人的な能力、執行体制について

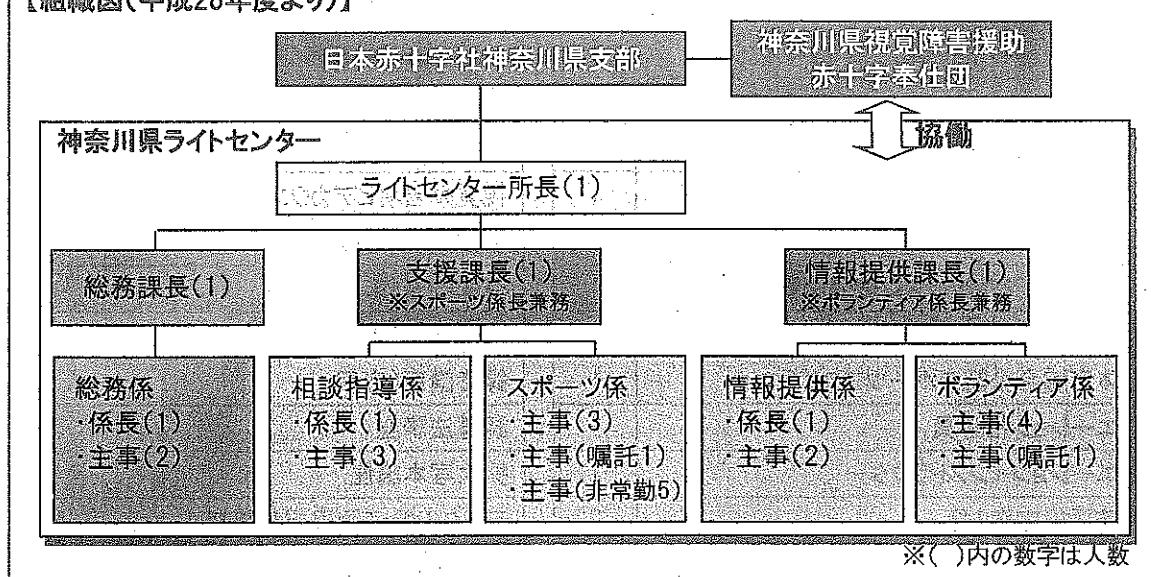
1. 質の高さと効率性を両立させる人員配置

当社は、社会福祉施設の運営を、県民で構成されている赤十字奉仕団等のボランティア、当社県支部、赤十字病院との連携によって、赤十字の特性を生かした形で行っています。職員は、異動によりさまざまな職場を経験することができるため、他の現場での知識や経験を現在の業務に生かすことができます。ライトセンターにおいても、職員やボランティアの持つ豊富な専門知識や経験を生かせるよう効率の良い人員配置を行って、質の高いサービスを提供しています。

また現在、ライトセンターに長年勤務していたOB職員が、ノウハウや経験を活かし、アドバイザーとして携わっております。さらに、イベント実施時など繁忙期には、当社本部に所属するアルバイトスタッフ等を臨機応変に配置し、事業の遂行を全面的にバックアップする体制を構築しています。

平成28年度からは、課長職が一部係長職を兼務することで、現場の課題や改善事項に対し迅速に対応することができる体制を構築します。また、これまで非正規職員であった歩行訓練士と障害者スポーツ指導員を正規職員として雇用、専門的な知識を持った職員への処遇向上および利用者へのサービス向上へ寄与します。

【組織図(平成28年度より)】



【人員配置】

| 職務名 | 人数 | 配置の基準 | 勤務形態 |
|--------------|----|---------------------------------|------|
| 所長 | 1 | 社会福祉事業に30年以上従事し統括責任を担える人材 | 常勤 |
| 課長 | 3 | 社会福祉事業に25年以上従事し部門責任を担える人材 | 常勤 |
| 係長 | 3 | 社会福祉事業に20年以上従事し部門責任を担える人材 | 常勤 |
| 主事 | 14 | 県支部が実施する合同採用試験合格者または専門的知識を有する人材 | 常勤 |
| 主事 (嘱託職員) | 2 | 担当業務について的確な知識を持ち業務遂行に十分な能力を持つ人材 | 常勤 |
| | 5 | 担当業務を遂行する能力がある人材 | 非常勤 |

職員の保有資格、終了研修は次のとおりです。

【職員保有資格・終了講習】

| 保有資格 | 人数 |
|-----------------------|----|
| 図書館司書 | 4 |
| 学校図書館司書教諭 | 1 |
| 商業簿記2級 | 1 |
| 社会福祉会計簿記認定(中級) | 1 |
| 社会福祉主事 | 1 |
| 社会教育主事 | 2 |
| 社会福祉士 | 1 |
| 保育士 | 3 |
| 幼稚園教諭 | 2 |
| 小学校教諭 | 2 |
| 中学校教諭 | 6 |
| 高校教諭 | 6 |
| 児童厚生2級指導員 | 1 |
| いのちの電話相談員 | 1 |
| 日本視覚障害者コーチ協会認定メンタルコーチ | 1 |
| 災害時視聴覚障がい者支援リーダー | 3 |
| 災害時要援護者支援ボランティアリーダー | 1 |
| オプタコンティーチャー | 1 |
| フライングディスク指導者 | 2 |
| フライングディスク競技審判員 | 1 |
| プール衛生管理者 | 1 |
| サウンドテーブルテニスC級公認審判員 | 1 |
| 盲人珠算検定B級 | 1 |
| 日本体育協会公認スポーツプログラマー | 1 |
| レクリエーション指導員 | 1 |
| レクリエーションインストラクター | 1 |
| 実用英語検定準1級 | 2 |
| 実用英語検定2級 | 6 |
| ケンブリッジ大学英語検定 | 1 |
| 珠算2級 | 2 |
| 危険物取扱乙種4類 | 1 |
| 第2種電気工事士 | 1 |

| 保有資格 | 人数 |
|----------------------|----|
| 歩行訓練士 | 4 |
| 点訳指導技術認定指導員(日盲社協) | 3 |
| 点字技能士 | 1 |
| 障害者スポーツ指導員 | 2 |
| 音訳指導技術認定指導員(日盲社協) | 3 |
| 防火管理者 | 3 |
| 業務用無線従事者免許 | 7 |
| 救急法指導員 | 5 |
| 救急法救急員 | 全員 |
| 幼児安全法支援員 | 2 |
| 幼児安全法指導員 | 4 |
| 健康生活支援講習法指導員 | 1 |
| 雪上安全指導員 | 1 |
| 水上安全法救助員 | 1 |
| 水上安全法指導員 | 3 |
| 防災ボランティアリーダー | 1 |
| 全日本スキー連盟1級 | 1 |
| 全日本スキー公認スキーパトロール | 1 |
| 研修会修了者 | 1 |
| 視覚障害者ピアカウンセリング講座修了 | 1 |
| 点訳講座(基礎) | 9 |
| 点訳講座(応用) | 7 |
| 録音講座(基礎) | 7 |
| 録音講座(応用) | 6 |
| 誘導法講座 | 9 |
| 拡大写本講座 | 1 |
| デジタル録音図書編集講座 | 1 |
| スポーツ・レクリエーション講座 | 3 |
| 点訳技術認定 | 3 |
| 録音技術認定 | 6 |
| 日本図書館協会中級ステップアップ研修修了 | 1 |
| 図書館等職員著作権実務講習会修了 | 1 |
| AED講習 | 全員 |
| 「心のケア」研修 | 全員 |

2. 職員の資質を向上させる人材育成

当社職員研修体系に則って、職場で業務を通した訓練、教育を行うほかに、視覚障害者のための総合的な福祉施設の職員として必要な基礎知識や職制に応じた能力、業務に必要な専門性を身に付けるために、各種の研修を実施します。

特に「神奈川県ライトセンター職員研修実施要綱」を定め、各人の業務報告や課題を検討する職員研修会を実施しています。また、必要に応じて外部研修への積極的な参加、自己啓発支援制度の活用などを図り、職員の専門性の維持・向上につなげます。

なお、当社では、視覚障害者のための福祉施設職員としてだけでなく、赤十字の基本理念である「人道」に基づいて幅広い視野を獲得できるよう、本部における階層別・職能別研修も行い総合的な人材育成を図っています。

(1) 視覚障害施設職員としての専門的資質の向上

視覚障害者施設職員として必要な知識の習得、専門的資質の向上を目的に、以下のような各種研修を行っています。

①新任職員研修

ライトセンターの業務は、ボランティアとのかかわりが大きいことから、次のボランティア養成講座を受講することで、「視覚障害者の状況」、「点字の読み書き」、「視覚障害者への接し方(誘導法)」などを習得します。

【講座名】

- ・視覚障害援助ボランティア入門講座
- ・点訳講座(基礎)
- ・誘導法講座

②担当者研修

担当業務に応じて次の講座を受講することで、事業の知識と技術を学ぶと共に、事業におけるボランティアとのかかわりを学び、コーディネーターとしての役割を身をもって習得します。

【講座名】

- ・点訳講座(応用)
- ・録音講座(基礎・応用)
- ・拡大写本講座
- ・特殊点訳講座(楽譜・英語・理数記号、情報処理、触図)
- ・点訳図書校正講座
- ・視覚障害者点字指導法講座
- ・スポーツ・レクリエーションボランティア講座
- ・在宅者援助講座
- ・デジタル録音図書編集講座
- ・パソコンサポートボランティア講座
- ・指導者養成講座

③職員研修会

担当業務に限らず職員全員が視覚障害者福祉サービス向上について共通理解を深め、施設の管理運営に必要な能力向上を図るために、適時、職員同士の意見交換会や下記のような研修会を実施しています。

特にライトセンターは不特定多数の利用者が来所する福祉施設であるため、万一の事態に対応できるよう、救急法講習は全員が受講します。

【研修内容の一例】

- ・個人情報保護について
- ・聴覚障害、聴覚障害者とのコミュニケーションについて
- ・救急法講習会
- ・幼児安全講習会
- ・各係の業務内容について
- ・所内見学方法学習研修
- ・視覚障害者の接し方指導法実技研修
- ・デジタル録音技術学習研修
- ・著作権について
- ・ハラスメントについて
- ・パソコンソフトの使用方法
- ・インターネットの活用法

④外部研修会

視覚障害者福祉関係の研修会・大会のみならず、関係機関との連携により外部研修会に積極的に参加しています。

- ・神奈川県視覚障害者情報提供施設連絡協議会(加盟6団体)
- ・神奈川県視覚障害者生活技術研究協議会(加盟15団体)
- ・神奈川県図書館協会(加盟135団体)
- ・関東地区点字図書館協議会(加盟17団体)
- ・社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会情報サービス部会(加盟87団体)
- ・社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会リハビリテーション部会(加盟31団体)
- ・特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会(加盟93団体)

⑤職員ハンドブックの配布

全職員に対し、職員として理解しておくべき基本的な知識（理念、規則、接遇マナー、制度等）を記載した「職員ハンドブック」を配布し、共通の認識を持つようにしています。

⑥自己評価の実施

赤十字の理念に基づいた運営を行っているか、年1回、当社が定める自己評価を実施しています。その結果は、施設の運営方針を検討するための材料として活用し、施設の機能を高め地域福祉向上に寄与しています。

(2) 福祉サービス従事者に必要な資質の向上

当社では、視覚障害者のための総合的な福祉施設の職員としてだけでなく、「人の痛みや苦しみに目を向け、常に想像力を持って行動する」という赤十字の基本理念である「人道」に基づく人材育成、資質向上を目的に、次のような階層別・職能別(専門)の研修を行っています。

| | 内容 | 頻度 |
|-------|--|-----|
| 階層別研修 | 新規採用職員研修・同フォロー研修 中堅職員研修 新任係長研修・同フォロー研修 新任課長研修・同フォロー研修 | 年1回 |
| 職能別研修 | 接遇研修 広報研修 危機管理研修 人権研修 個人情報保護研修 救護班主事研修 ボランティア担当者研修 社会福祉施設直接処遇部門リーダー研修 | 年1回 |

(3) 人事考課制度の活用

「ライトセンター勤務評定要領」を定め、職員の勤務実績並びに職務に関する適正、能力、取り組み姿勢等の評定を統一的に行い、職員の能力開発、適正配置、昇任および昇格・昇給等給与管理のための基礎資料として活用し、適正な人事管理を行い、組織目標、職員目標を定め、計画的に目標達成に向け行動することで、人材育成を図ります。

(4) 自己啓発研修の充実

当社では、業務上必要なスキルについては、積極的に受講や資格取得させています。

クレーム対応研修、プレゼンテーション研修、コミュニケーションスキル研修、
会計簿記などスキルアップのための研修
障害者スポーツ指導員、プール衛生管理者などの資格取得

3. 障害者福祉サービス従事者にふさわしい人材の採用

当社は、赤十字の理念である「人道」を理解し、その実現のために「無関心に陥ることなく、人の痛みや苦しみに目を向け、常に想像力をもって行動」しようという意欲のある人材を採用しています。神奈川県内各赤十字施設職員の採用については、基本的に合同選考を実施し、3段階に分けて職務遂行能力検査、小論文、適性検査、面接を行います。

特に、社会福祉施設の運営に従事する者には、障害を持つ人も、持たない人も、共に地域社会の中で暮らすことを目的としたノーマライゼーションの考え方に基づき、社会的な支援を必要とする方々が個人の尊厳をもって、自立した生活を送っていただくためのお手伝いをする、「援助」の立場を理解させます。

さらに、ライトセンターにおいては、合同選考で採用する一般職(事務職)のほかに、歩行訓練士、図書館司書、点字技能士等のライトセンター特有の専門的知識を必要とする専門職は独自の基準(小論文、面接、適性検査)によって採用します。

III 団体の業務遂行能力について

2 コンプライアンス、個人情報保護、社会貢献 (1)コンプライアンス等

当社は、公の施設の指定管理者として、神奈川県ライトセンター条例および条例施行規則、そのほか関係法令を遵守し、県の代行者として、コンプライアンス(法令遵守)を徹底した管理運営を行います。

1. 当社のミッションステートメント

当社のミッションステートメントは、3つの要素から構成されます。

日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します、

- 人道：人間のいのちと健康、尊厳を守るために、苦痛の予防と軽減に努めます。
- 公平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
- 中立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
- 独立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
- 奉仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
- 單一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
- 世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、
人道の実現のために、
利己心と圓い、無関心に陥ることなく、
人の痛みや苦しみに目を向け、
常に想像力をもって行動します。

①日本赤十字社の使命

日本赤十字社の使命は、活動にかかわる全ての人(社員、ボランティア、職員等)が共有するものです。赤十字の普遍的な使命である人道的任務の達成を「人間のいのちと健康、尊厳を守ります。」と明快に表現し、あわせて「苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し」により、多くの人びとの温かい思いを結集して赤十字運動を推進して行くことを強調しました。

②わたしたちの基本原則

わたしたちが、日本赤十字社の使命を達成するために、世界中の赤十字が共有している7つの基本原則(赤十字の基本理念と行動規範)に従って行動することを明確に宣言しました。1965年にウイーンで開催された第20回赤十字国際会議で宣言され、1986年にジュネーブで開催された第25回赤十字国際会議で一部改定採択された「赤十字の基本原則宣言」をもとに、分かりやすく表現しました。

③わたしたちの決意

日本赤十字社の使命である「人道の実現」を達成するために、まずは職員から、そして社員やボランティアの方々など、赤十字の活動に携わるわたしたち一人ひとりが心にとめて、具体的に行動していくことを決意として表明しました。

当社は、ライトセンターの管理運営において、以上のミッションステートメントに従い、視覚障害者の施設利用および生活の充実、文化の向上と、ボランティア活動の振興のために尽力します。

2. コンプライアンスの徹底に向けた取組

(1)コンプライアンス規程による職員心得・行動指針の明示

コンプライアンス違反を防止するためには、公の施設の管理者としてあるべき職員の心得、行動指針を組織として明確にする必要があります。そのために当社では、コンプライアンス規程を定め、職員に対して公の施設管理者としてふさわしい行動基準を示し、利用者から信頼を得られる管理運営を目指します。

【コンプライアンス規程の職員心得・行動指針の骨子】

1. 公の施設の管理者として透明性の高い運営を行うこと
2. 関連法令、当社規定を遵守すること
3. 平等かつ公正な職務執行を行うこと
4. 職務上知り得た情報について一部の関係者に対してのみ有利な取扱いを禁止
5. 設置目的達成のために協力して全力を尽くすこと
6. 私的の利益を図るための職員としての地位の利用の禁止
7. 勤務時間外も自らの行動が公の施設の管理者としての信用に影響を与えることを意識すること

(2)コンプライアンス研修・コンプライアンスハンドブックの活用

コンプライアンス規程で公の管理者としての行動基準を示すと同時に、研修およびハンドブックを活用することで具体的な関連法令の理解促進と遵法意識・モラルの醸成を図ります。

コンプライアンス研修の実施

コンプライアンスの必要性や目的、前述の遵守すべき法令や当社の各規程および職員が具体的に守らなければならない事項を分かり易く伝え、コンプライアンス事例への対処法を学ぶための研修を実施します。集中的に職員間で議論の場を持ち、コンプライアンスに対する職員間の共通認識を図ります。

コンプライアンスハンドブックの活用

遵法意識・モラルについて職員の自覚を促すために、コンプライアンスハンドブックを作成し、全員に配布します。日常的な教育を通して関連法令の周知・徹底と遵法意識・モラルの醸成を図ります。

【コンプライアンスハンドブックの主な内容】

- ・コンプライアンスに関する基本方針
- ・コンプライアンス推進体制
- ・ライトセンターの管理運営において遵守すべき基本法令
- ・コンプライアンス違反となる基準
- ・違反行為発見時のルールと手続き
- ・制裁や罰則

3. 個人情報保護および情報セキュリティへの取組

ライトセンターでは、施設利用時や相談受付時などに、住所、氏名、年齢、性別、生年月日、電話番号、障害内容など重要な個人情報を取り扱います。そのため、お預かりした個人情報を適切に取り扱うことは、非常に重要な社会的責任であると考えます。

特に、取り扱い個人情報件数が現在およそ8,000件あり、個人情報保護法における「個人情報取扱事業者」(第2条3項)となることから、個人情報保護法や神奈川県個人情報保護条例および日本赤十字社個人情報保護規定に従い、万全な情報セキュリティ体制を次のとおり講じます。

(1)個人情報保護委員会(別添14)による徹底およびヒアリング

所長を委員長として、個人情報保護の徹底を図ります。また、年1回職員等に対して個人情報保護の現状を確認するために、ヒアリングを実施します。

(2)個人情報保護方針(プライバシーポリシー)の周知

当社は、個人情報保護法や神奈川県個人情報保護条例に沿った「個人情報保護方針(プライバシーポリシー)」を作成しております、職員にも周知を図っています。

今後も方針を徹底できるよう、事務所の受付窓口および当社のホームページ上に掲載します。

(3)個人情報安全管理マニュアルの整備と定期的な研修による徹底

ライトセンターでは、その施設の特性上、かなり秘匿性の高いプライバシー情報を取り扱うことも少なくありません。そのため、全職員が個人情報を適切に取り扱うことができるよう、「神奈川県ライトセンター個人情報取扱マニュアル」(別添15)を整備し、安全管理の徹底を図り運営しています。

特に、プライバシー保護上重要となる、個人情報の取得・利用・問合せ対応・管理・廃棄の5つのステップにおいて、下記のポイントに沿って具体的な取り扱い方法を定めると共に、毎年1回、個人情報保護研修を実施することで、周知徹底を図っています。

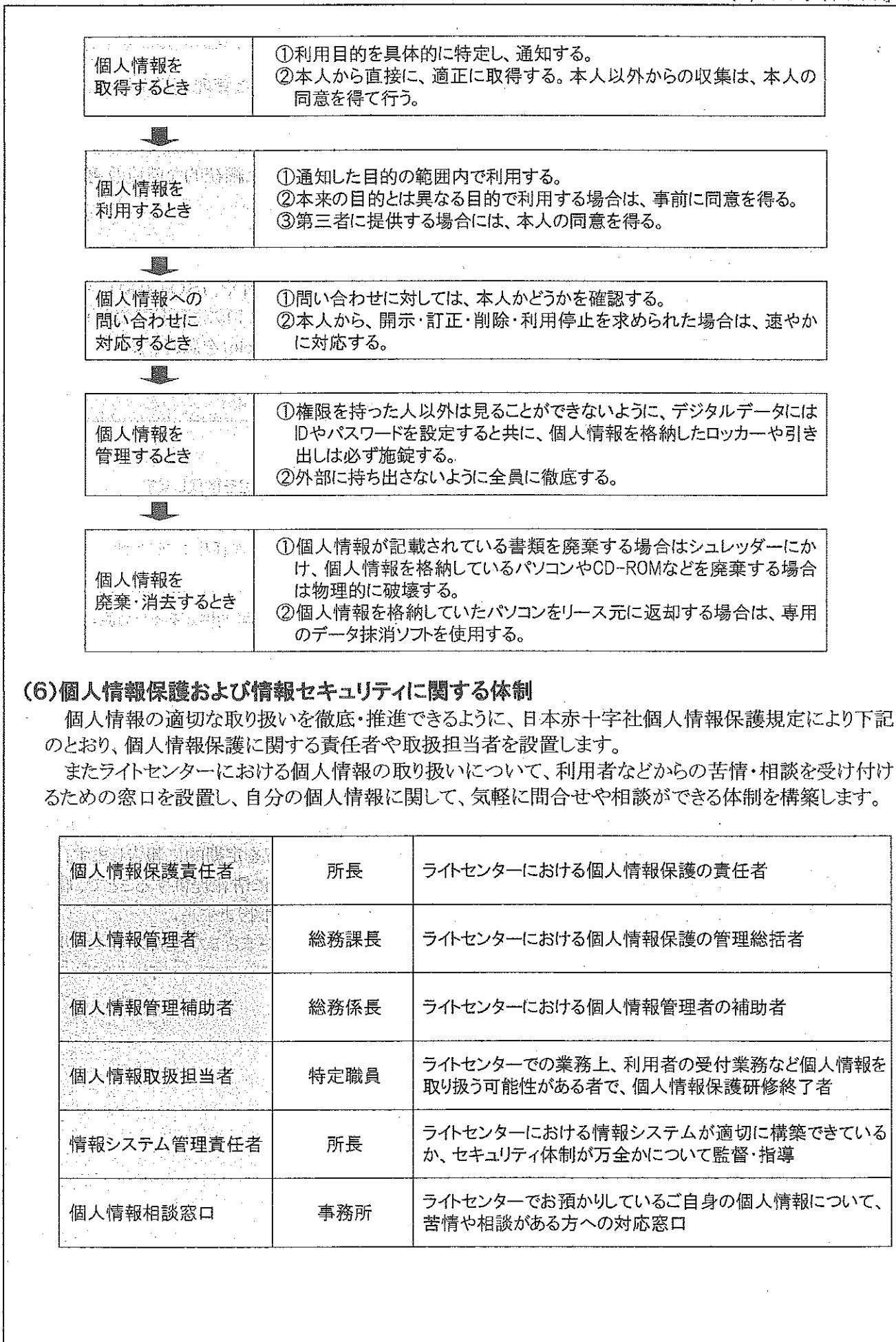
(4)インターネットやIT機器による個人情報保護の徹底

USBメモリ等の外部メディアによる個人情報の漏洩を防ぐために、個人のUSBメモリなど、事前に登録されていない、機器の使用を防ぐシステムを導入します。また、USBメモリの使用はハードウェア暗号化されるもので、ライトセンターから貸与するものに限定します。

さらに、「所内ネットワークおよびインターネット利用のための要綱」(別添16)を定め、ファイル共有ソフトウェアの使用禁止を明記すると共に、サーバー等で使用を防ぎます。

(5)コンプライアンス統括室による指導・監査

個人情報保護、情報セキュリティの徹底およびソフトウェアの適正な使用などコンプライアンスを総合的・総括的に管理・推進するために、コンプライアンス統括室を設置し、指導監査を実施します。



(6)個人情報保護および情報セキュリティに関する体制

個人情報の適切な取り扱いを徹底・推進できるように、日本赤十字社個人情報保護規定により下記のとおり、個人情報保護に関する責任者や取扱担当者を設置します。

またライトセンターにおける個人情報の取り扱いについて、利用者などからの苦情・相談を受け付けるための窓口を設置し、自分の個人情報に関して、気軽に問合せや相談ができる体制を構築します。

| | | |
|-------------|------|--|
| 個人情報保護責任者 | 所長 | ライトセンターにおける個人情報保護の責任者 |
| 個人情報管理者 | 総務課長 | ライトセンターにおける個人情報保護の管理総括者 |
| 個人情報管理補助者 | 総務係長 | ライトセンターにおける個人情報管理者の補助者 |
| 個人情報取扱担当者 | 特定職員 | ライトセンターでの業務上、利用者の受付業務など個人情報を取り扱う可能性がある者で、個人情報保護研修終了者 |
| 情報システム管理責任者 | 所長 | ライトセンターにおける情報システムが適切に構築できているか、セキュリティ体制が万全かについて監督・指導 |
| 個人情報相談窓口 | 事務所 | ライトセンターでお預かりしているご自身の個人情報について、苦情や相談がある方への対応窓口 |

4. 環境への配慮

公の施設の管理者として、県民の地域環境はもとより、地球環境に配慮した管理運営を行うことは当然の責務であると考えます。

ライトセンターの運営においては、環境基本法や神奈川県環境基本条例などの関連する各種法令・条例・計画などを遵守した上で、神奈川県環境マネジメントシステムに基づいた継続的な環境改善に取り組みます。

(1)具体的な環境対策の取組

当社のこれまで培ったノウハウをもとに、県の地球温暖化防止実行計画や、ISO14001、省エネ法などの理念に基づき、「神奈川県ライトセンター環境・エコ委員会」(別添17)による下記のような取り組みを行い、指定管理業務の中での5R(Refuse Reduce Reuse Repair Recycle)を徹底します。

| 項目 | 具体的な内容 |
|----------------------------|--|
| 廃棄物等の削減 | <ul style="list-style-type: none">ゴミ分別を徹底し、リサイクルに取り組みます。両面コピーやミスコピーの利用を推進します。エネルギー使用量の削減に向け、冷暖房温度設定を徹底します。施設の樹木類の剪定枝や落ち葉等を再利用します。 |
| グリーン購入の推進 | <ul style="list-style-type: none">再生トナーや再生紙、再生トイレットペーパーなど、消耗品については、グリーン認定商品を優先的に購入します |
| 農薬・殺虫剤や環境に悪影響を及ぼす洗剤類の原則不使用 | <ul style="list-style-type: none">農薬や殺虫剤等は、生態系に悪影響をおよぼす可能性があるため原則として使用しません。 |
| 来所者の啓蒙活動 | <ul style="list-style-type: none">ゴミの分別を推進します。視覚障害者も分別しやすいよう、形の違うゴミ箱を採用しています。 |

(2)エネルギー消費量の削減に向けた取組

県の地球温暖化防止実行計画や省エネ法への取り組みに貢献するために、上述のとおり、電気・ガス・ガソリンなどのエネルギーの使用量の削減に努めると共に、使用状況を定期的に報告します。

また、毎月の電気・ガス・ガソリンなどの使用量を、施設の利用者向けに情報提供することで、職員のエネルギー消費量の削減意識を醸成すると共に、施設利用者の啓発を図ります。

なお、施設内の電球の切り替え時には、LED電球を採用するなど、さまざまな観点からエネルギー消費量の削減に向けた取り組みを行います。

III 団体の業務遂行能力について

2 コンプライアンス、個人情報保護、社会貢献 (2)障害者雇用の促進

1. 障害者雇用および協働のしくみづくり

(1)障害者雇用促進の取組

ライトセンターにおいては、現在3名の視覚障害者が職員として常勤しています。

3名はそれぞれの専門性を活かし、点字図書や雑誌の製作、校正、パソコン、携帯端末やタブレットなどのIT支援、当事者としてピアカウンセリングなどを行う相談担当として活躍しています。

その他、当事者として福祉教室や講座の講師など活躍の場は多岐にわたります。

当事者が各々の専門性を発揮できる場を提供することで、障害者雇用の促進につなげます。

(2)視覚障害者との協働のしくみづくり

視覚障害者が当事者としてライトセンター事業に携わってもらうことは重要であると考えますので、積極的に協働する機会を作ります。

【視覚障害者が担当した過去の協働実績】 平成23年度～25年度(3年間)

| | |
|--------|--|
| 無 償 | <ul style="list-style-type: none">・レクレーション講座を受講後、レク部会に所属し、レクボランティアとして活動 2名・点訳校正講座を受講後、点訳部会に所属し、点訳校正ボランティアとして活動 2名・入門講座を受講後、作業ボランティアとして活動 1名・交流機関紙の編集委員として活動 1名 24回・視覚障害乳幼児教室講師 1名 1回・視覚障害乳幼児保護者教室講師 1名 1回 |
|--------|--|

| | |
|--------|---|
| 有 償 | <ul style="list-style-type: none">・福祉教室の指導員(視覚障害の状況、点字指導) 8名 48回・点訳校正者 3名・点訳講座講師 1名 39回・点訳勉強会 1名 32回・ボランティア研修会等講師 7名 12回・教養講座講師 1名 1回・スポーツ教室講師 1名 2回・視覚障害乳幼児保護者教室講師 1名 1回・広報誌点字版印刷 1名 |
|--------|---|

III 団体の業務遂行能力について

3 これまでの実績

当社は、生活を営むうえでさまざまなサービスを必要としている高齢者、児童、障害者等を介護、保護、育成し、治療、訓練などにより自立を援助するため、全国35カ所で社会福祉施設を運営しています。

これらの社会福祉施設では、施設に入所されている方へのサービスはもちろんのこと、慣れ親しんだ地域でサービスを希望される方には、デイサービス、ショートステイ、電話相談サービスなどの在宅サービスも行っています。また、地域に根ざした施設を目指すため、保健・福祉の知識を普及するための各種教室や行事も積極的に開催しており、利用者やそのご家族、さらに地域住民の皆様方にもご参加いただいているいます。

障害者施設では、障害を持つ人も、持たない人も、共に地域社会の中で暮らさせることを目的としたノーマライゼーションの考え方に基づき、全国で障害者福祉施設を運営しています。

■視覚障害者情報提供施設2カ所

①神奈川県ライトセンター

- 昭和25年 赤十字愛の文庫
- 昭和30年 愛の赤十字文庫点字図書室
- 昭和40年 神奈川県点字図書館(受託運営)
- 昭和49年 神奈川県ライトセンター(受託運営)
- 平成18年 神奈川県ライトセンター(指定管理者5年間)
- 平成23年 神奈川県ライトセンター(指定管理者5年間)

②日本赤十字社北海道支部点字図書センター(昭和61年度設立)

※別紙4:「主なライトセンター事業の推移」、別添18:ライトセンター事業報告書参照

■障害者支援施設1カ所

徳島赤十字ひのみね総合療育センター ひのみね療護園 平成18年度(譲渡)

■補装具製作施設1カ所

日本赤十字社千葉県支部義肢製作所 昭和27年度設立

■肢体不自由児施設(3カ所)

- 青森県立はまなす医療療育センター 昭和36年度設立(平成18年指定管理者)
- 大阪赤十字病院附属大手前整肢学園 平成19年度(譲渡)
- 徳島赤十字ひのみね総合療育センター ひのみね学園 平成18年度(譲渡)

■重度心身障害児施設(1カ所)

徳島赤十字ひのみね総合療育センター ひのみね療育園 平成18年度(譲渡)

■乳児院(8カ所)

日本赤十字社医療センター附属乳児院 昭和23年設立
 日赤岩手乳児院 昭和9年設立
 秋田赤十字乳児院 昭和24年設立
 日本赤十字茨城県支部乳児院 昭和25年設立
 富山県立乳児院 昭和26年度(委託)(平成18年指定管理者)
 松本赤十字乳児院 昭和29年度(譲渡)
 松江赤十字乳児院 昭和32年度(譲渡)
 徳島赤十字乳児院 平成18年度(譲渡)

■保育所(3カ所)

日本赤十字社小樽保育所 昭和36年度設立
 日本赤十字社釧路さかえ保育園 昭和45年度設立
 武蔵野赤十字保育園 平成14年度(譲渡)

■児童養護施設(1カ所)

赤十字子供の家 昭和25年設立

■特別養護老人ホーム(8カ所)

日赤鶯鳴荘 昭和54年設立
 小川ひなた荘 昭和60年設立
 彩華園 平成17年(譲渡)
 大寿園 昭和54年設立
 やすらぎの郷 平成8年設立
 豊寿園 平成9年設立
 錦江園 昭和49年設立
 日赤安謝福祉総合施設 平成10年(受託)(平成18年指定管理者)

■老人保健施設(6カ所)

伊豆赤十字老人保健施設・グリーンズ修善寺 平成14年設立
 高山赤十字老人保健施設・はなさと 平成9年設立
 伊勢赤十字老人保健施設・虹の苑 平成12年設立
 多可赤十字老人保健施設 昭和63年設立
 岡山赤十字老人保健施設・玉野マリンホーム 平成7年設立
 小野田赤十字老人保健施設 平成7年設立

■複合型施設(1カ所)

日本赤十字社総合福祉センター 平成24年設立